

北方町

障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

北方町

令和6年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨等	1
2 計画の位置付け	3
3 国の方向性	5
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移	9
2 障がい者の推移	10
3 障がい者（児）の就学等の状況	16
4 各種サービスの提供状況	18
5 人的資源の状況	23
6 障がい者等へのアンケート調査	24
7 調査結果のまとめ	25

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	44
2 基本方針	45
3 施策体系	46

第4章 基本計画

基本方針1 お互いを尊重し、理解しあえる関係づくり	48
基本方針2 地域共生のまちづくり	53
基本方針3 安心・安全の基盤づくり	62

第5章 第7期障がい福祉計画～数値目標と見込量の設定～

1 第6期障がい福祉計画の進捗状況	68
2 第7期障がい福祉計画の成果目標	70
3 第7期障がい福祉計画の活動指標	76
4 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策	80
5 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策	86

第6章 第3期障がい児福祉計画～数値目標と見込量の設定～

1 第2期障がい児福祉計画の進捗状況	92
2 第3期障がい児福祉計画の成果目標	93
3 第3期障がい児福祉計画の活動指標	95
4 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策	96

第7章 計画の推進体制

1	制度を円滑に実施するための体制整備	98
2	計画の推進体制の整備	99
3	計画の達成状況の評価	100

資料編

1	北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱	101
2	北方町障がい者地域自立支援協議会委員名簿	103

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

北方町障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第88条」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」、また、児童福祉法第33条の20に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名称	北方町障がい者計画	北方町第7期障がい福祉計画	北方町第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内容	町の障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保等を目的に策定する計画
計画期間	6年を1期とする	3年を1期とする	

「障がい」の表記について

本計画では、「障害」の表記をできる限り「障がい」としています。

法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」(全て漢字)と表記し、それ以外は「障がい」(害をひらがな)と表記しています。

ひとつの言葉に対し、ふたつの表記が混在していますことをご理解願います。

(2) 計画策定の背景（法改正等の動向）

障害福祉に関わる主な法律や制度の動向は以下の通りです。法律の施行などの今後の動向を踏まえつつ、策定するものとします。

年度	国の主な流れ	内容
H15	支援費制度の導入 (平成15年4月1日)	従来の措置制度から転換し、障がい者の自己決定に基づいたサービスの利用ができるようになる。
	第2次障害者基本計画	平成15～24年度までの10年間を計画期間とする。
H18	障害者自立支援法施行 (平成18年4月1日)	障害者自立支援法に基づく新体系サービスへの移行が始まる。利用者負担が応益負担となる。
	教育基本法改正・施行 (平成18年12月22日)	教育基本法に障がい者について必要な支援を講ずる旨の規定が盛り込まれる。
H19	障害者権利条約署名 (平成19年9月28日)	障害者の権利に関する条約の締結に向けた取組が始まる。
H23	障害者基本法改正・施行 (平成23年8月5日)	目的規定や障がい者の定義等が見直される。
H24	改正児童福祉法施行 (平成24年4月1日)	障がい児を対象とした施設・事業が児童福祉法に位置づけられる。
	改正障害者自立支援法施行 (平成24年4月1日)	利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が盛り込まれる。
	障害者虐待防止法施行 (平成24年10月1日)	障がい者に対する虐待の禁止、国等の責務が規定される。
H25	障害者優先調達推進法施行 (平成25年4月1日)	国や地方公共団体、独立行政法人等が物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に調達することについて規定される。
	障害者総合支援法施行 (平成25年4月1日)	法律名が障害者自立支援法から障害者総合支援法に改正され、障がい者の範囲の拡大等が規定される。
	第3次障害者基本計画	平成25～29年度までの概ね5年間を計画期間とする。
	障害者権利条約批准 (平成26年1月20日)	障害者の権利に関する条約の批准書を国際連合事務総長に寄託し、平成26年2月19日より国内において効力が生じることになる。
H28	改正障害者雇用促進法施行 (平成28年4月1日)	差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助等が規定される。
	障害者差別解消法施行 (平成28年4月1日)	不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供等について規定される。
H30	第4次障害者基本計画	平成30年度～令和4年度までの5年間を計画期間とする。
	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行 (平成30年4月1日)	自立生活援助や就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援が創設される。
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行 (平成30年6月13日)	文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図るための国等の責務や基本的施策について規定される。
R1	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律施行 (令和元年6月28日)	視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するために、国等の責務や基本的施策について規定される。
R3	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 (令和3年9月18日)	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与するために制定される。
R4	障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行 (令和4年5月25日)	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために制定される。

※法律の施行日については、主な内容のものを記述

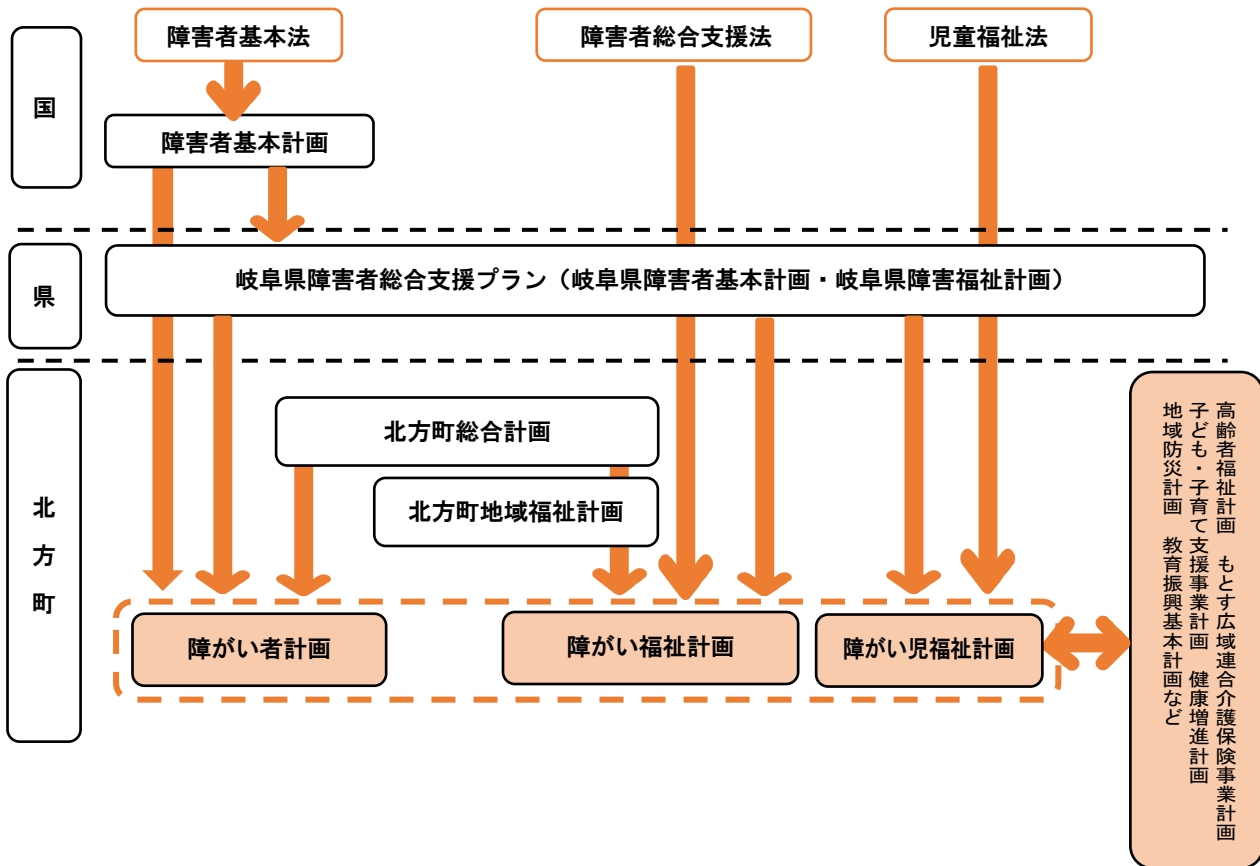
2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

北方町障がい者計画は、障害者基本法に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定めるものです。また、国の「第4次障害者基本計画」及び「岐阜県障害者総合プラン」等と整合性を図りながら策定します。

「北方町第7次総合計画」における基本目標「みんなの力で健やかに暮らせるまち」に沿って、障がい施策分野に関する個別計画に位置付けるとともに、「北方町地域福祉計画」、「北方町高齢者福祉計画」、「北方町子ども・子育て支援事業計画」等と調和した計画として策定するものです。

計画の位置付けと関連計画



(2) 計画の対象

本計画の対象は、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）及び難病患者その他の心身機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人です。

なお、この計画は、福祉のみならず、保健・医療、雇用・就労、防災、まちづくり、教育、文化・スポーツなど、障がい者施策全般について示す計画であり、その推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、広く町民の理解と協力が不可欠です。したがって、北方町民のすべてが対象となります。

(3) SDGs（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

本計画では、関連すると考えられるSDGsの目標を抽出し、下表に示します。

SDGsの17の目標



本計画で関連すると考えられるSDGsの目標

障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画関連目標			
	<u>すべての人に健康と福祉を</u>		<u>質の高い教育をみんなに</u>
	<u>働きがいも経済成長も</u>		<u>人や国の不平等をなくそう</u>
	<u>住み続けられるまちづくりを</u>		<u>平和と公正をすべての人に</u>

3 国の方向性

(1) 国の第5次障害者基本計画の方針

本計画は、国の第5次障害者基本計画の理念や施策の方向性などを踏まえて、見直しを行います。

【国の第5次障害者基本計画の理念・方向性】

①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待防止

- ・社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

②安全・安心な生活環境の整備

- ・移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・障がい者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

④防災・防犯等の推進

- ・災害発生時における障害特性に配慮した支援

⑤行政等における配慮の充実

- ・司法手続きや選挙における合理的配慮の提供等

⑥保健・医療の推進

- ・精神障がい者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

⑧教育の振興

- ・インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

⑨雇用・就業、経済的自立の支援

- ・総合的な就労支援

⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・障がい者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

①国際社会での協力・連携の推進

- ・文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

(2) 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画に係る基本方針

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に則して作成する必要があります。第7期計画の策定に向けた基本指針の見直しが行われ、令和5年5月に告示されました。基本指針の主な見直し事項は以下の通りです。

【国の基本指針の事項】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4 計画の期間

「北方町障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
 障害者総合支援法に定める「障がい福祉計画」、児童福祉法に定める「障がい児福祉計画」については、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画になります。なお、国の法律や制度の改正の状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画の期間

年度	平成		令和									
	30	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
北方町障がい者計画	前期計画						今期計画					
北方町障がい福祉計画	第5期計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画			
北方町障がい児福祉計画	第1期計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画			

5 計画の策定体制

(1) 北方町障がい者地域自立支援協議会

障がい者等の団体や医療・教育・福祉・就労等の各分野からの代表からなる「北方町障がい者地域自立支援協議会」において協議します。

(2) アンケート調査の実施

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者計970人
 調査方法：質問用紙の郵送による調査（郵送配布・郵送回収）

(3) パブリックコメントの実施

町民の意見を収集聴取し、反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移

(1) 北方町の人口の推移

本町の総人口は、平成30年以降の推移をみると増加傾向にあり、令和4年4月1日現在、18,519人となっています。

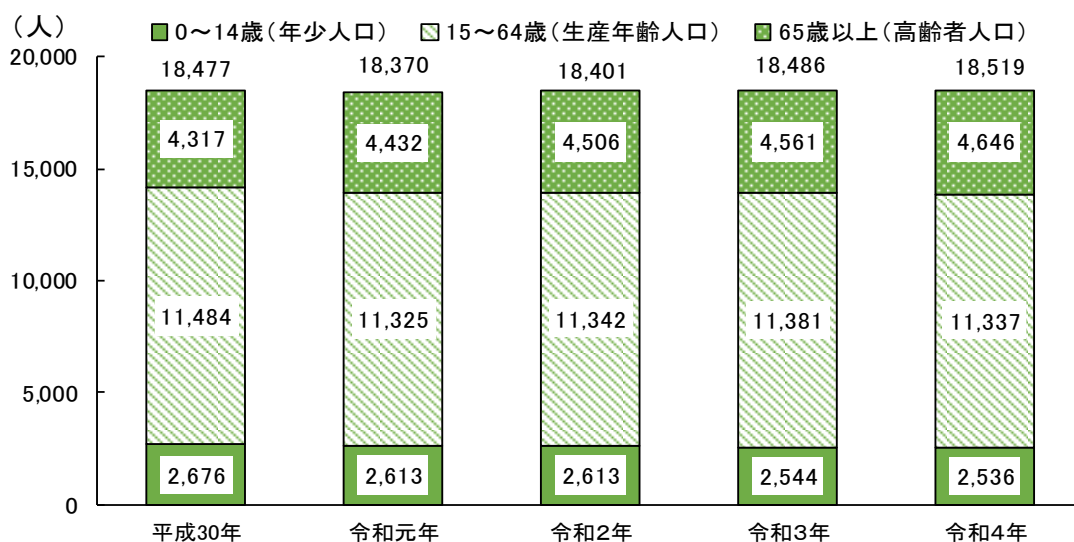
年齢区分別に推移をみると、年少人口（0～14歳）は微減、15～64歳（生産年齢人口）はほぼ横ばいに推移していますが、高齢者人口（65歳以上）は年々増加しており、平成30年から令和4年の5年間に329人増加し、1.08倍となっています。

年齢3区分別人口の推移

(人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
総人口	18,477	18,370	18,401	18,486	18,519
0～14歳 (年少人口)	2,676	2,613	2,613	2,544	2,536
15～64歳 (生産年齢人口)	11,484	11,325	11,342	11,381	11,337
65歳以上 (高齢者人口)	4,317	4,432	4,506	4,561	4,646

資料：住民基本台帳（各年4月1日）



2 障がい者の推移

(1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者は、平成30年以降の推移をみると令和2年度までは増加していましたが令和3年度以降は減少傾向にあり、令和4年4月1日現在、683人となっています。

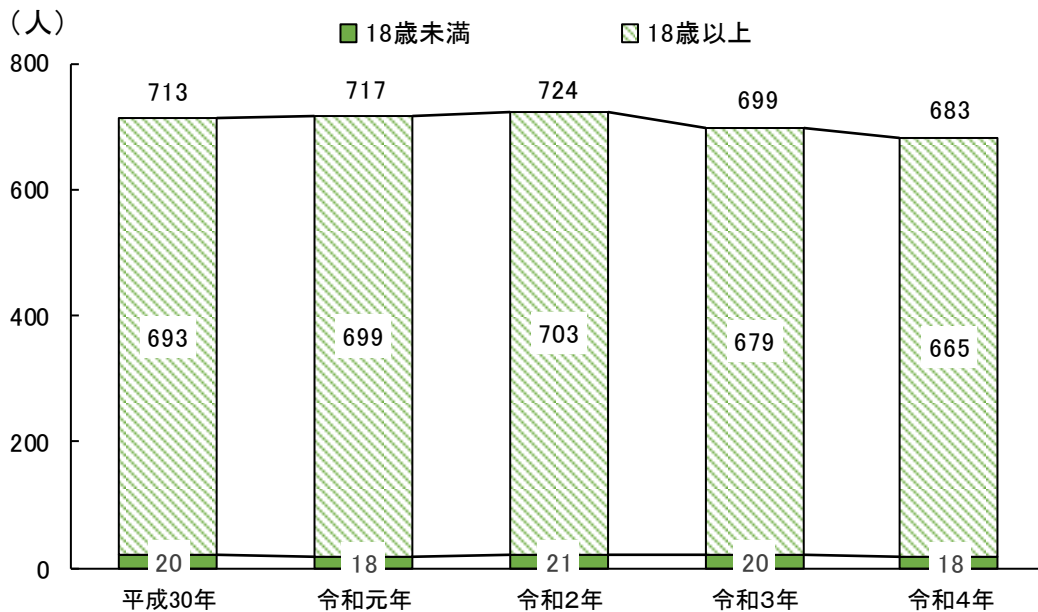
年齢区分別に推移をみると、18歳未満は横ばいで推移しており、18歳以上は令和2年度までは増加していましたが令和3年度以降は減少傾向となっています。

年齢別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	20	18	21	20	18
18歳以上	693	699	703	679	665
計	713	717	724	699	683

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）



障がいの等級別で見ると、令和4年は「1級」が220人で最も多く、次いで「3級」が165人、「4級」が123人となっています。

障がい種類別で見ると、令和4年は肢体不自由が346人で最も多く、身体障がい者全体の5割（50.7%）を占めています。次いで内部障がい253人、聴覚・平衡機能障がい47人、視覚障がい33人、音声・言語そしゃく機能障がい4人となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数

等級別身体障害者手帳所持数 (人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1級	213	221	223	215	220
2級	115	112	110	113	105
3級	173	177	177	171	165
4級	130	125	131	125	123
5級	39	39	40	38	36
6級	43	43	43	37	34
計	713	717	724	699	683

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数

障がいの種別身体障害者手帳所持者の推移 (人)

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚障がい	34	34	33	35	33
聴覚・平衡機能障がい	60	57	57	47	47
音声・言語そしゃく機能障がい	7	6	5	5	4
肢体不自由	382	377	376	366	346
内部障がい	230	243	253	246	253
計	713	717	724	699	683

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

(2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者は、平成30年以降の推移をみると令和2年度までは増加していましたが令和3年度以降は減少傾向にあり、令和4年4月1日現在、178人となっています。

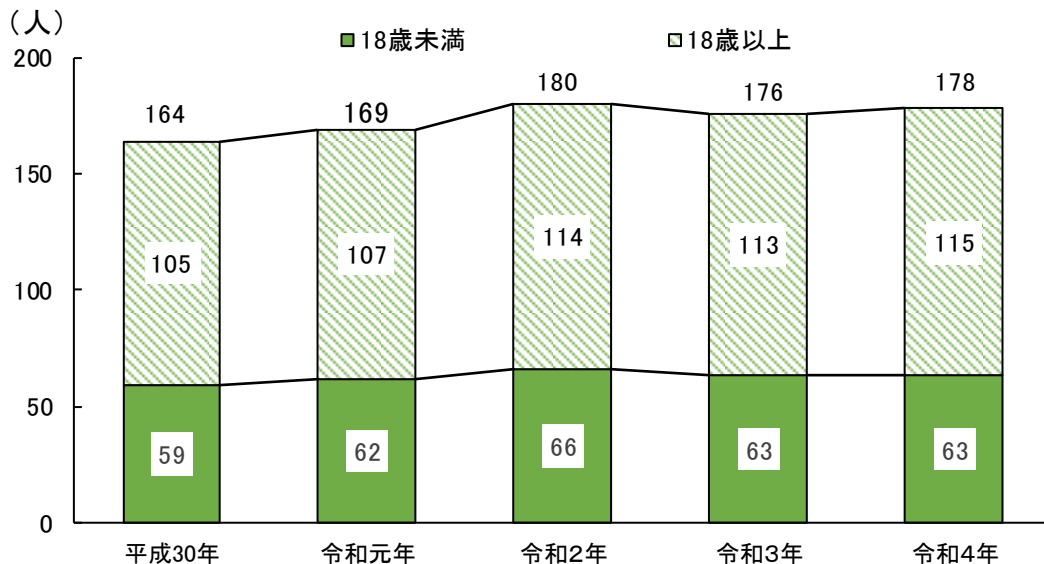
障がいの等級別で見ると、令和4年は「B2（軽度）」が66人で最も多く、次いで「B1（中度）」が54人、「A1（最重度）」が33人、「A2（重度）」が25人となっています。

年齢別療育手帳所持者数

(人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
18歳未満	59	62	66	63	63
18歳以上	105	107	114	113	115
計	164	169	180	176	178

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）



等級別療育手帳所持者数

(人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
A1（最重度）	30	30	33	34	33
A2（重度）	23	24	25	23	25
B1（中度）	52	50	51	51	54
B2（軽度）	59	65	71	68	66
計	164	169	180	176	178

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

(3) 精神障がい者の状況

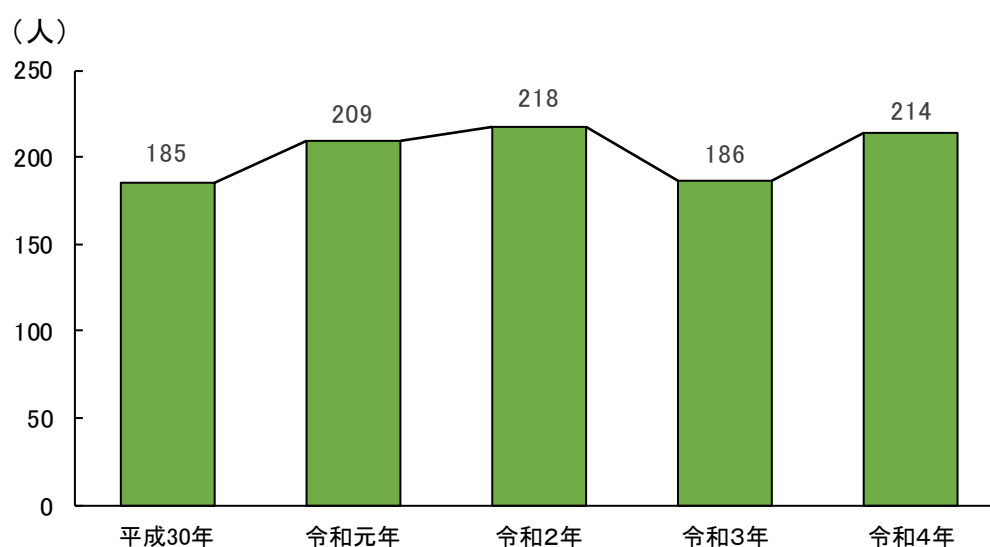
精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成30年以降の推移をみると令和2年度までは増加傾向でしたが令和3年度は減少し令和4年度は増加しました。令和4年4月1日現在、214人となっています。

障がいの等級別でみると、令和4年は「2級」が129人で最も多く、次いで「1級」が54人、「3級」が31人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持数 (人)

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
手帳所持者数	185	209	218	186	214

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数 (人)

区 分	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
1 級	35	48	48	40	54
2 級	120	125	130	119	129
3 級	30	36	40	27	31
計	185	209	218	186	214

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

(4) 難病認定者の状況

指定難病認定者数及び小児慢性特定疾病認定者数は、令和元年から2年にかけて、増加しています。

難病認定者数 (人)

区 分	令和元年	令和2年
指定難病認定者数	115	131
小児慢性特定疾病認定者数	19	25

資料：岐阜保健所（岐阜地域の公衆衛生）（各年度末現在）

(5) 難病患者の状況

指定難病認定者数 (人)

疾病名	令和元年	令和2年
筋委縮性側索硬化症	1	2
進行性核上性麻痺	0	1
パーキンソン病	12	10
大脳皮質基底核変性症	2	2
重症筋無力症	5	5
多発性硬化症／視神経脊髄炎	3	3
多系統委縮症	1	1
脊髄小脳変性症	5	5
もやもや病	2	2
全身性アミロイドーシス	1	2
天疱瘡	1	2
顕微鏡的多発血管炎	0	1
多発血管炎性肉芽腫症	0	2
悪性関節リウマチ	0	1
全身性エリテマトーデス	7	8
皮膚筋炎／多発性筋炎	3	3
全身性強皮症	8	8
混合性結合組織病	1	1
シェーグレン症候群	1	1
再発性多発軟骨炎	1	1

疾病名	令和元年	令和2年
ベーチェット病	3	4
特発性拡張型心筋症	3	3
原発性免疫不全症候群	1	1
Ig A腎症	2	2
多発性嚢胞腎	0	1
後縦靭帯骨化症	5	6
特発性大腿骨頭壊死症	3	3
下垂体性ADH分泌異常症	1	2
下垂体性PRL分泌亢進症	1	1
家族性高コレステロール血症 (ホモ接合体)	1	1
サルコイドーシス	4	4
特発性間質性肺炎	3	3
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	1	1
網膜色素変性症	1	1
原発性胆汁性肝硬変	1	1
自己免疫性肝炎	1	2
クローン病	6	8
潰瘍性大腸炎	18	20
全身型若年性特発性関節炎	1	1
一次性ネフローゼ症候群	3	3
好酸球性副鼻腔炎	2	2
計	115	131

資料：岐阜保健所（岐阜地域の公衆衛生）（各年度末現在）

3 障がい者（児）の就学等の状況

(1) 小学校入学前の障がい児の教育・療育等

町立保育園・町立こども園の状況

(人)

区 分		3歳未満	3歳	4歳以上
町立北方北保育園	在籍児数	16	8	18
	在籍障がい児数	4	2	5
	加配保育士数	0	0	1
町立北方中保育園	在籍児数	26	18	45
	在籍障がい児数	2	2	13
	加配保育士数	0	0	2
町立北方南保育園	在籍児数	35	18	57
	在籍障がい児数	4	2	16
	加配保育士数	0	0	1
町立こども園	在籍児数	29	48	126
	在籍障がい児数	10	10	12
	加配保育士数	0	3	4

資料：福祉子ども課、教育委員会（令和5年4月1日現在）

児童発達支援の利用状況

(人)

区 分	1歳児	2歳児	3歳児 (年少)	4歳児 (年中)	5歳児 (年長)	合計
もとす広域連合 幼児療育センター	0	7	14	14	27	62
その他の機関	0	0	1	3	2	6

資料：福祉子ども課（令和5年4月1日現在）

(2) 小・中学校、特別支援学校への通学状況

小・中学校の特別支援学級の状況

区 分	学校数 (校)	学級数 (学級)	障がい児数 (人)
義務教育学校	2	10	58
北学園	-	5	32
南学園	-	5	26

資料：教育委員会（令和5年4月1日現在）

特別支援学校の通学状況

(人)

区 分	学校名	小学部	中学部	高等部
肢体不自由・知的障がい	岐阜本巣特別支援学校	11	5	22
知的障がい	岐阜清流高等特別支援学校	0	0	1
肢体不自由	岐阜希望が丘特別支援学校	0	1	0
聴覚障がい	岐阜聾学校	1	0	1
	岐阜県立長良特別支援学校	0	1	1

資料：(小・中学部) 北方町教育委員会（令和5年4月1日現在）

資料：(高等部) 岐阜県教育委員会（令和5年5月1日現在）

4 各種サービスの提供状況

(1) 保健・医療サービス

乳幼児健診 3、4か月児健診

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
対象者数(人)	104	152	129	144
受診者数(人)	101	150	131	142
受診率(%)	97.1	99.0	102	99.0

資料：保健センター

乳幼児健診 1歳6か月児健診

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
対象者数(人)	155	147	148	138
受診者数(人)	149	144	144	137
受診率(%)	96.1	98.0	97.3	99.3

資料：保健センター

乳幼児健診 3歳児健診

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
対象者数(人)	137	210	149	144
受診者数(人)	133	208	149	144
受診率(%)	97.1	99.0	100	100

資料：保健センター

(2) 重度心身障がい者(児)医療費の助成

重度心身障害者(児)医療費の助成

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受給者数(人)	631	645	655	659
助成件数(件)	20,682	20,213	20,845	21,444
助成額合計(円)	90,197,532	92,600,427	92,758,872	90,194,675

資料：住民保険課

(3) 居住系サービスの状況

グループホーム

施設名称	所在地	人数（人）
グループホーム ル・リアン	岐阜市	1
共同生活支援センターウッズ	山県市	1
グループホームふわふわ 島田	岐阜市	1
グループホームほたるの杜岐阜県庁南	岐阜市	1
ケアホーム スマイルスマイル	岐阜市	1
けやきホーム	関市	1
ぼかぼかホーム	本巣市	1
みらいのたね岐阜	各務原市	1
わおん岐阜	岐阜市	1
障がい者共同生活支援センター	岐阜市	1
共同生活介護 明生ハイツ	関市	1
グループホーム ほたるの里 瑞穂	瑞穂市	2
GH健康促進住宅	羽島市	1
日中支援型障がい者グループホーム綴 ～つづり～大垣静里1号館	大垣市	1

資料：福祉子ども課（令和5年4月1日現在）

身体障がい者支援施設

施設名称	サービスの種別	人数（人）	所在地	入・通所別
岐阜県立幸報苑	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
岐阜県立三光園	施設入所・生活介護	2	山県市	入所
西濃サンホーム	施設入所・生活介護	2	揖斐郡揖斐川町	入所

資料：福祉子ども課（令和5年4月1日現在）

知的障がい者施設施設

施設名称	サービスの種別	人数（人）	所在地	入・通所別
ひまわりの丘	施設入所・生活介護	1	関市	入所
伊自良苑	施設入所・生活介護	2	山県市	入所
生活の家 桜美寮	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
あしたの会 自然の家	施設入所・生活介護	1	山県市	入所
西濃向生園	施設入所・生活介護	1	揖斐郡大野町	入所
西美濃の里	施設入所・生活介護	1	揖斐郡池田町	入所
しおなみ苑	施設入所・生活介護	1	加茂郡八百津町	入所

資料：福祉子ども課（令和5年4月1日現在）

（４）その他のサービスの状況

日常生活用具給付事業の状況

（件）

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
盲人用時計	1	0	0	1
盲人用体温計（音声式）	0	0	0	0
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	0
入浴補助用具	2	0	1	0
透析液加湿器	0	0	1	0
電気式たん吸引器	3	1	1	0
聴覚障害者用通信装置	0	0	2	0
紙おむつ等(月単位)	124	126	160	108
盲人用ポータブルレコーダー	0	0	0	0
ストマ用装具(月単位)	262	244	210	316
頭部保護帽	2	1	0	0
携帯会話補助装置	0	0	0	0
特殊寝台	0	0	0	0
特殊マット	0	0	0	1
訓練用ベッド	0	0	0	0
パルスオキシメータ	5	1	4	1
体位変換器	0	0	0	0
音声標識ガイド装置	0	0	0	0

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
環境制御装置	0	1	0	0
盲人体重計	0	0	0	0
エアーパット	0	0	1	0
便器	0	0	0	0
移動・移乗支援用具	0	0	1	2
人工内耳	0	0	2	0
点字ディスプレイ	0	0	1	0
視覚障害者用活字文書読上げ装置	0	0	0	1
視覚障害者用拡大読書器	1	0	0	0
歩行支援用具	0	0	0	0
計	399	374	384	431

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

装具の交付・修理の状況

(件)

区 分		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
		交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義足		1	0	1	1	0	0	0	0
装具	下肢	3	1	3	1	2	0	5	0
	靴型	0	0	0	0	0	0	1	0
座位保持装置 普通型		1	0	10	5	2	1	1	1
盲人安全つえ		0	0	0	0	1	0	1	0
眼鏡	矯正眼鏡	0	1	0	0	1	0	0	0
	遮光眼鏡	0	0	1	0	1	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	0	0	0	0	1	0	0	0
	重度難聴用ポケット型	1	0	0	0	0	0	0	0
	高度難聴用耳掛型	2	1	1	0	1	2	1	0
	重度難聴用耳掛型	5	2	5	2	1	3	2	0
	耳あな型	0	0	0	0	0	0	1	0
人工内耳用音声信号処理装置		0	0	0	0	0	0	0	1
車いす	普通型	1	6	1	6	1	2	0	7
	その他	3	1	3	0	4	0	0	4
電動車いす		1	0	0	0	0	0	0	0
起立保持具		0	0	1	0	0	0	0	0
歩行器		1	0	6	0	1	0	0	1

区 分	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理	交付	修理
座位保持いす	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
計	19	12	32	15	16	8	12	14

資料：福祉子ども課

重度身体障害者いきいき住宅改善事業の状況 (件)

区 分	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
助成件数	0	0	0	廃止

資料：福祉子ども課

身体障害者自動車改造費用助成事業の状況 (件)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
助成件数	5	1	0	2

資料：福祉子ども課

5 人的資源の状況

(1) 相談員の設置状況

相談員の状況 (人)

職種	人員
民生委員・児童委員	33
身体障がい者相談員	3
知的障がい者相談員	1

資料：福祉子ども課（各年4月1日現在）

(2) ボランティア団体等の登録状況

ボランティア団体等の登録状況

区 分		平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
団体	団体数 (団体)	24	23	23	19	23
	人数 (人)	552	587	391	318	348
個人 (人)		110	89	57	37	29

資料：北方町社会福祉協議会（各年3月末日現在）

6 障がい者等へのアンケート調査

本町では、障がい当事者に対して、生活の実態と今後の意向をお伺いするアンケート調査を実施しました。

(1) アンケート調査の概要

<調査の概要>

調査目的	本調査は、令和6年度を初年度とする北方町障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画を策定するにあたって、障がいのある方（身体・知的・精神等）を対象に障害福祉サービスの利用実態や障害福祉全般に関する意識、意向など把握することを目的にアンケート調査を実施しました。
調査地域	北方町全域
調査対象	町内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者970人
調査期間	令和5年7月24日～令和5年8月10日（調査基準日：令和5年7月1日）
調査方法	郵送配布・回収

<回収結果>

配布数	回収数	有効	無効
970	441	441	0
100.0%	45.5%	45.5%	0.0%

7 調査結果のまとめ

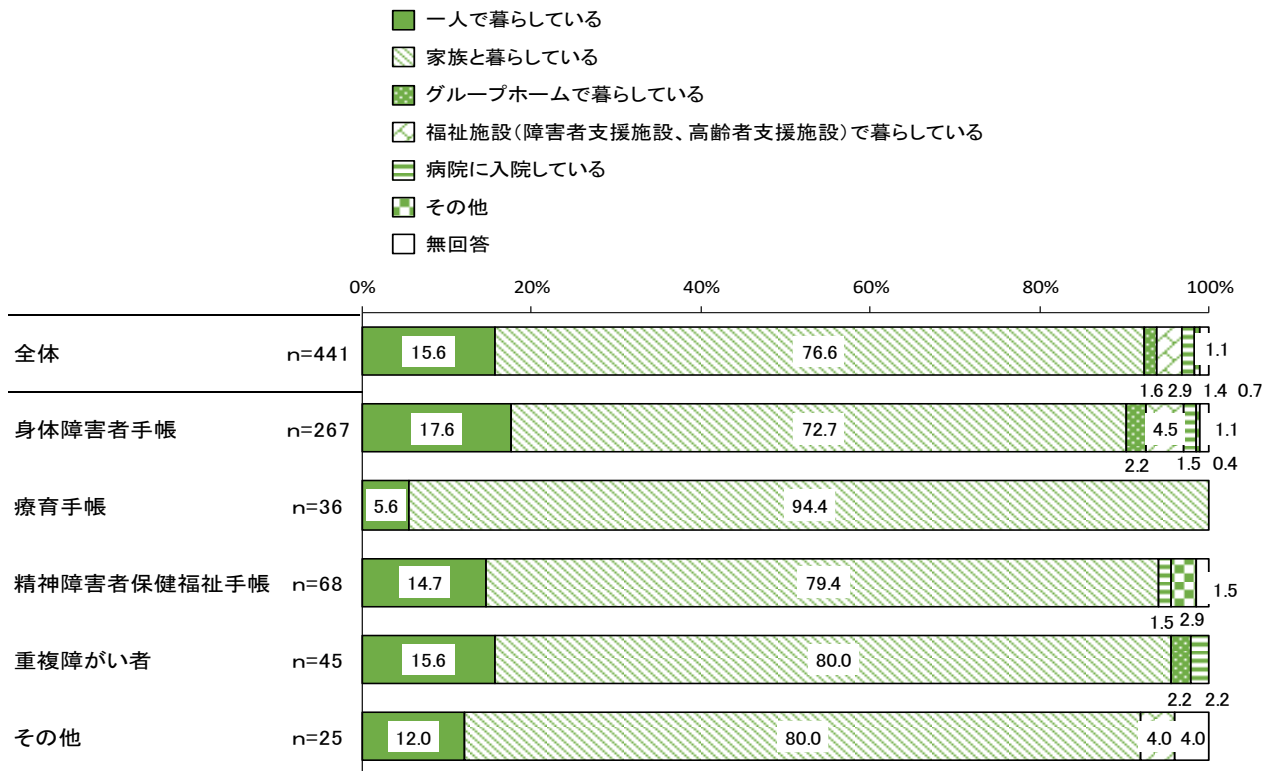
(1) 生活環境

①現在の暮らしについて

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が76.6%で最も高くなっています。

障がい別でみると、すべての障がいにおいて「家族と暮らしている」が7割以上となっています。

現在の暮らしについて

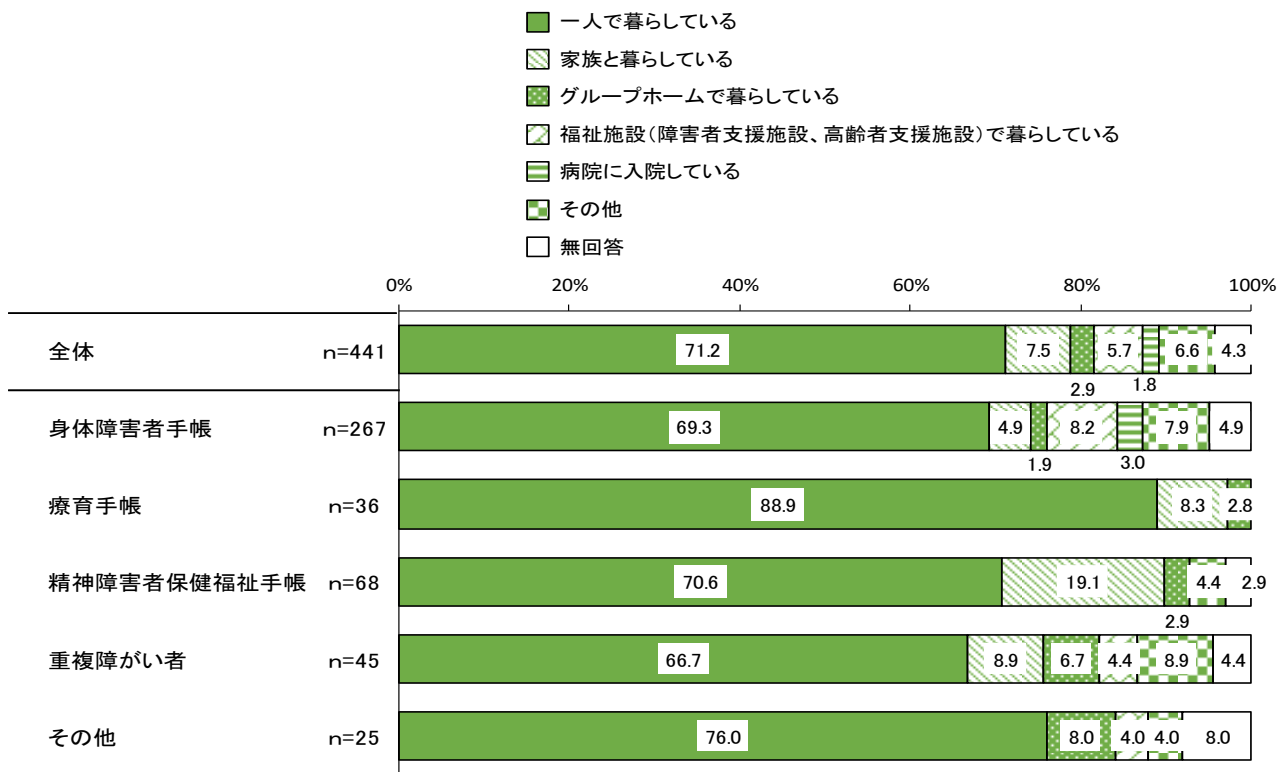


②将来住みたい、暮らしたい生活の場

将来住みたい・暮らしたい場所については、「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が71.2%で最も高くなっています。

障がい別で見ると、すべての障がいにおいて「家族と一緒に自宅で暮らしたい」が6割以上となっています。

将来住みたい・暮らしたい場所

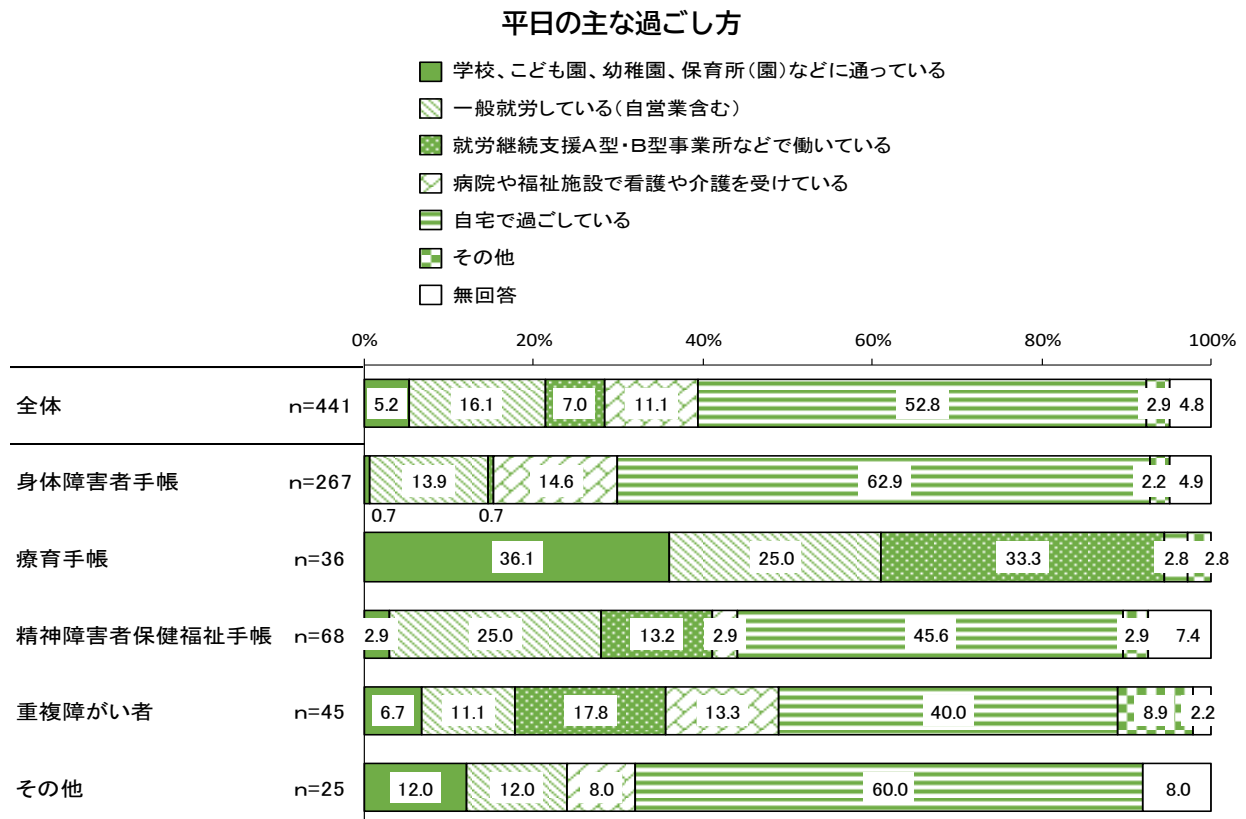


(2) 日常生活

①平日の主な過ごし方

日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が 52.8%で最も高く、次いで「一般就労している（自営業含む）」が 16.1%、「病院や福祉施設で看護や介護を受けている」が 11.1% となっています。

障がい別でみると、療育手帳を除くすべての障がいで「自宅で過ごしている」が最も高くなっています。



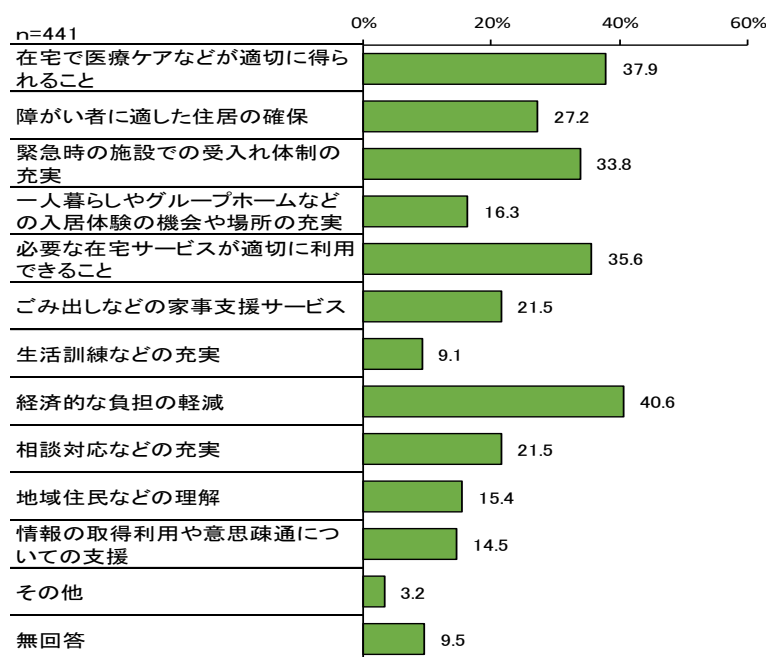
(3) 障がい者の支援

①地域で生活するための支援

地域で生活するために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が40.6%で最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が37.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が35.6%となっています。

障がい別で見ると、身体障害者手帳では「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」(45.3%)、療育手帳では「相談対応などの充実」(47.2%)、精神障害者保健福祉手帳・重複障がい者では「経済的な負担の軽減」(60.3%・44.4%)が最も高くなっています。

地域で生活するための支援（複数回答）



地域で生活するための支援（障がい別）

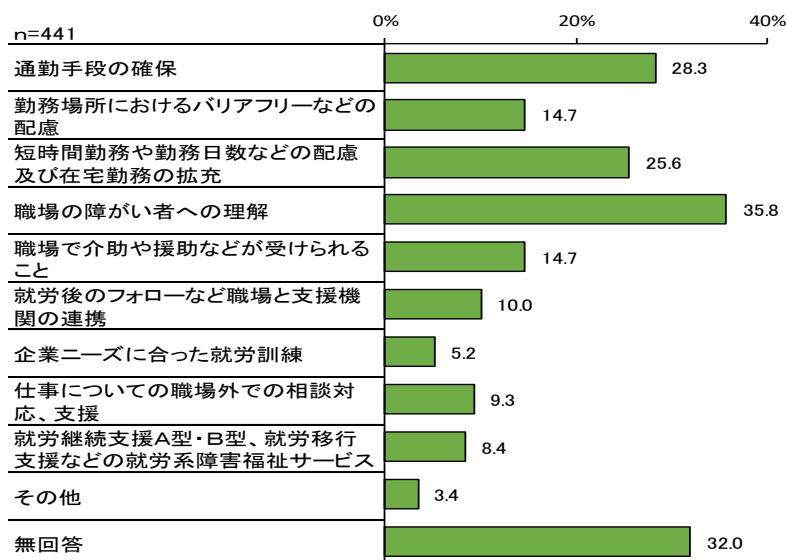
	全体 (n)	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	緊急時の施設での受入れ体制の充実	一人暮らしやグループホームなどの入居体験の機会や場所の充実	必要な在宅サービスが利用できること	ごみ出しなどの家事支援サービス	生活訓練などの充実	経済的な負担の軽減	相談対応などの充実	地域住民などの理解	情報の取得利用や意思疎通についての支援	その他	無回答
全体	441	37.9	27.2	33.8	16.3	35.6	21.5	9.1	40.6	21.5	15.4	14.5	3.2	9.5
身体障害者手帳	267	45.3	25.8	37.1	10.9	39.0	19.9	6.4	34.1	14.6	11.2	9.0	3.7	11.2
療育手帳	36	19.4	25.0	30.6	38.9	22.2	16.7	22.2	41.7	47.2	44.4	27.8	0.0	2.8
精神障害者保健福祉手帳	68	22.1	35.3	29.4	23.5	32.4	29.4	13.2	60.3	35.3	23.5	25.0	2.9	8.8
重複障がい者	45	31.1	35.6	24.4	22.2	40.0	26.7	8.9	44.4	22.2	8.9	17.8	4.4	2.2
その他	25	40.0	8.0	32.0	12.0	20.0	16.0	8.0	48.0	20.0	8.0	20.0	0.0	16.0

②障がい者の就労支援

障がい者の就労支援に必要なことについては、「職場の障がい者への理解」が35.8%で最も高く、次いで「通勤手段の確保」が28.3%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮及び在宅勤務の拡充」が25.6%となっています。

障がい別でみると、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳で「職場の障がい者への理解」の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

障がい者の就労支援（複数回答）



障がい者の就労支援（障がい別）

単位: %

	全体 (n)	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	短時間勤務や勤務日数などの配慮及び在宅勤務の拡充	職場の障がい者への理解	職場で介助や援助などが受けられること	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	就労継続支援A型・B型、就労移行支援などの就労系障害福祉サービス	その他	無回答
全体	441	28.3	14.7	25.6	35.8	14.7	10.0	5.2	9.3	8.4	3.4	32.0
身体障害者手帳	267	22.1	21.3	25.5	28.1	15.0	6.7	5.6	6.7	3.7	4.9	38.2
療育手帳	36	58.3	0.0	8.3	66.7	16.7	19.4	2.8	11.1	33.3	0.0	13.9
精神障害者保健福祉手帳	68	33.8	4.4	42.6	60.3	11.8	14.7	2.9	13.2	10.3	0.0	16.2
重複障がい者	45	35.6	8.9	17.8	33.3	13.3	15.6	6.7	13.3	15.6	4.4	24.4
その他	25	24.0	4.0	20.0	12.0	20.0	8.0	8.0	16.0	4.0	0.0	48.0

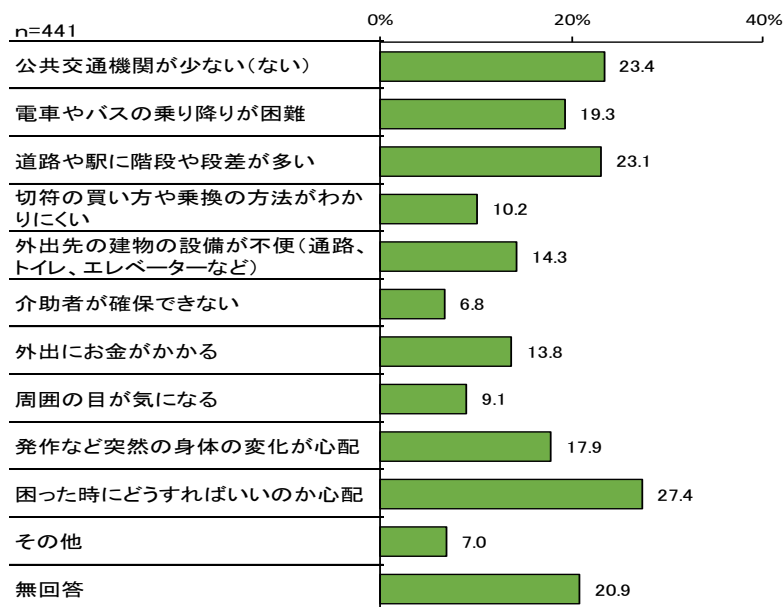
(4) 外出

①外出する時に困ること

外出時に困ることについては、「困った時にどうすればいいのか心配」が27.4%で最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が23.4%、「道路や駅に階段や段差が多い」が23.1%となっています。

障がい別でみると、身体障害者手帳では「道路や駅に階段や段差が多い」(29.2%)、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・重複障がい者では「困った時にどうすればいいのか心配」(66.7%・42.6%・31.1%)が最も高くなっています。

外出する時に困ること（複数回答）



外出する時に困ること（障がい別）

単位: %

	全体 (n)	公共交通機関が少ない(ない)	電車やバスの乗り降り	道路や駅に階段や段差	切符の買い方や乗換の方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体の変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	441	23.4	19.3	23.1	10.2	14.3	6.8	13.8	9.1	17.9	27.4	7.0	20.9
身体障害者手帳	267	21.0	22.1	29.2	6.7	19.1	6.7	11.6	4.5	17.6	17.2	8.2	22.8
療育手帳	36	27.8	13.9	13.9	30.6	0.0	5.6	19.4	19.4	8.3	66.7	2.8	11.1
精神障害者保健福祉手帳	68	29.4	5.9	2.9	14.7	2.9	4.4	27.9	23.5	30.9	42.6	0.0	23.5
重複障がい者	45	28.9	24.4	24.4	6.7	15.6	8.9	8.9	8.9	15.6	31.1	8.9	15.6
その他	25	16.0	24.0	24.0	12.0	12.0	12.0	0.0	4.0	4.0	32.0	16.0	16.0

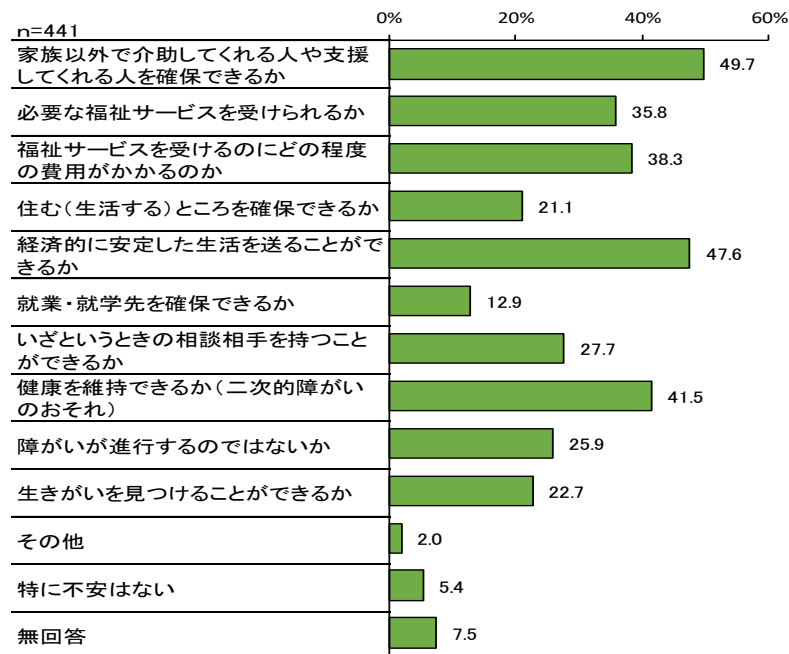
(5) 将来の生活に対する不安や相談先

①将来に対する不安

将来の生活に対する不安については、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」が49.7%で最も高く、次いで「経済的に安定した生活を送ることができるか」が47.6%、「健康を維持できるか（二次的障がいのおそれ）」が41.5%となっています。

障がい別でみると、精神障害者保健福祉手帳で「経済的に安定した生活を送ることができるか」（72.1%）の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

将来の生活に対する不安（複数回答）



将来の生活に対する不安（障がい別）

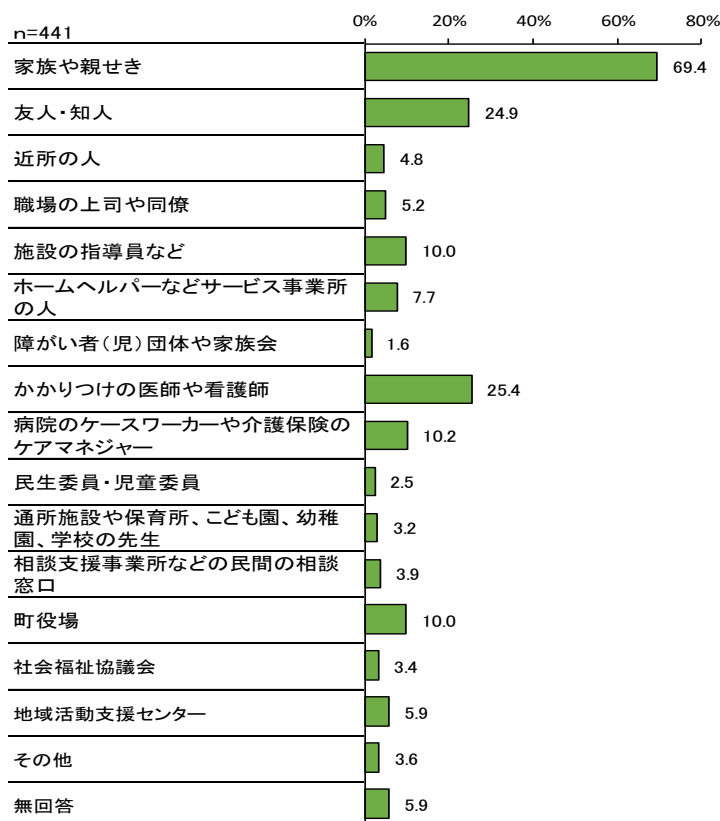
	全体 (n)	家族以外で介助してくれる人を確保できるか	必要な福祉サービスを受けられるか	福祉サービスの費用がかかるのか	住む(生活する)ところを確保できるか	経済的に安定した生活を送ることができるか	就業・就学先を確保できるか	いざというときの相談相手を持つことができるか	二次的障がいのおそれ(健康を維持できるか)	障がいが増進するのではないか	生きがいを見つけることができるか	その他	特に不安はない	無回答
全体	441	49.7	35.8	38.3	21.1	47.6	12.9	27.7	41.5	25.9	22.7	2.0	5.4	7.5
身体障害者手帳	267	46.8	37.1	38.6	13.5	39.0	2.6	19.1	42.3	25.8	16.5	1.5	6.7	8.2
療育手帳	36	69.4	30.6	30.6	36.1	66.7	41.7	55.6	36.1	22.2	44.4	0.0	2.8	0.0
精神障害者保健福祉手帳	68	50.0	36.8	41.2	41.2	72.1	35.3	50.0	48.5	26.5	38.2	5.9	1.5	1.5
重複障がい者	45	57.8	33.3	42.2	24.4	46.7	20.0	28.9	42.2	37.8	22.2	2.2	2.2	8.9
その他	25	36.0	32.0	32.0	20.0	48.0	8.0	16.0	20.0	8.0	16.0	0.0	12.0	24.0

② 普段の悩みや困ったことの相談先

悩みや困ったことを相談する相手については、「家族や親せき」が 69.4%で最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 25.4%、「友人・知人」が 24.9%となっています。

障がい別でみると、療育手帳で「家族や親せき」(86.1%)、「施設の指導員など」(25.0%)、「通所施設や保育所、こども園、幼稚園、学校の先生」(22.2%)、重複障がい者で「かかりつけの医師や看護師」(40.0%)の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

普段の悩みや困ったことの相談先（複数回答）



普段の悩みや困ったことの相談先（障がい別）

単位：%

	全体 (n)	家族や親せき	友人・知人	近所の人	職場の上司や同僚	施設の指導員など	ホームヘルパーなど サービス事業所の人	障がい者（児）団体や 家族会	かかりつけの医師や看 護師	病院のケースワーカー や介護保険のケアマネ ジャー
全体	441	69.4	24.9	4.8	5.2	10.0	7.7	1.6	25.4	10.2
身体障害者手帳	267	73.0	24.3	4.9	3.7	7.5	9.0	0.7	22.5	12.7
療育手帳	36	86.1	27.8	5.6	11.1	25.0	0.0	0.0	27.8	0.0
精神障害者保健福祉手帳	68	57.4	30.9	1.5	11.8	7.4	2.9	2.9	26.5	2.9
重複障がい者	45	57.8	22.2	4.4	0.0	20.0	15.6	6.7	40.0	15.6
その他	25	60.0	16.0	12.0	4.0	4.0	4.0	0.0	24.0	8.0

	全体 (n)	民生委員・児童委員	通所施設や保育所、こども 園、幼稚園、学校の先生	相談支援事業所などの民間 の相談窓口	町役場	社会福祉協議会	地域活動支援センター	その他	無回答
全体	441	2.5	3.2	3.9	10.0	3.4	5.9	3.6	5.9
身体障害者手帳	267	2.6	0.7	3.4	9.0	4.5	6.0	1.9	6.7
療育手帳	36	0.0	22.2	8.3	13.9	2.8	8.3	0.0	2.8
精神障害者保健福祉手帳	68	0.0	0.0	1.5	1.5	1.5	1.5	11.8	5.9
重複障がい者	45	4.4	4.4	6.7	20.0	0.0	4.4	4.4	2.2
その他	25	8.0	8.0	4.0	20.0	4.0	16.0	4.0	8.0

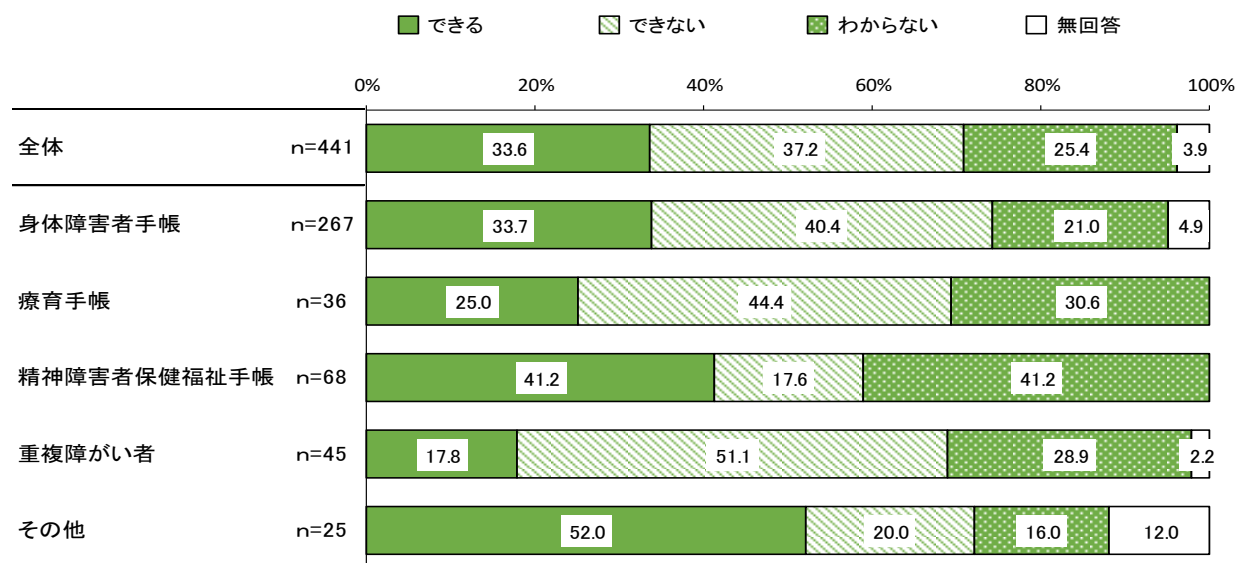
(6) 災害時の対応

①災害時の一人での避難について

災害時に一人で避難できるかについては、「できない」が 37.2%で最も高く、次いで「できる」が 33.6%、「わからない」が 25.4%となっています。

障がい別で見ると、重複障がい者で「できない」(51.1%) の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

災害時の一人での避難について

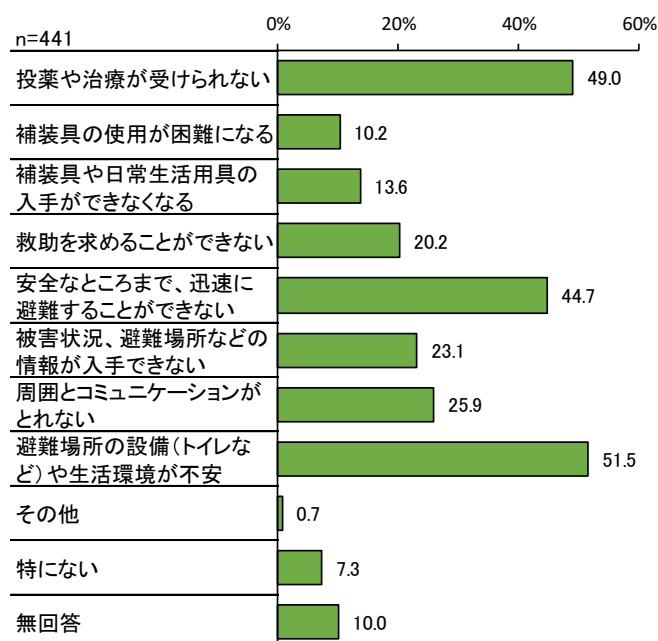


②災害時に困ること

災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が51.5%で最も高く、次いで「投薬や治療を受けられない」が49.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が44.7%となっています。

障がい別でみると、療育手帳で「救助を求めることができない」（41.7%）、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」（33.3%）、重複障がい者で「投薬や治療を受けられない」（68.9%）の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

災害時に困ること（複数回答）



災害時に困ること（障がい別）

単位：%

	全体 (n)	投薬や治療を受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	迅速に避難することができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
全体	441	49.0	10.2	13.6	20.2	44.7	23.1	25.9	51.5	0.7	7.3	10.0	
身体障害者手帳	267	49.1	13.1	17.2	19.1	49.8	24.7	17.2	52.4	0.7	7.1	10.1	
療育手帳	36	25.0	2.8	2.8	41.7	41.7	33.3	55.6	58.3	0.0	5.6	2.8	
精神障害者保健福祉手帳	68	54.4	2.9	2.9	11.8	27.9	19.1	51.5	52.9	0.0	7.4	4.4	
重複障がい者	45	68.9	11.1	20.0	28.9	53.3	22.2	26.7	53.3	0.0	6.7	11.1	
その他	25	32.0	8.0	8.0	8.0	24.0	4.0	4.0	24.0	4.0	12.0	32.0	

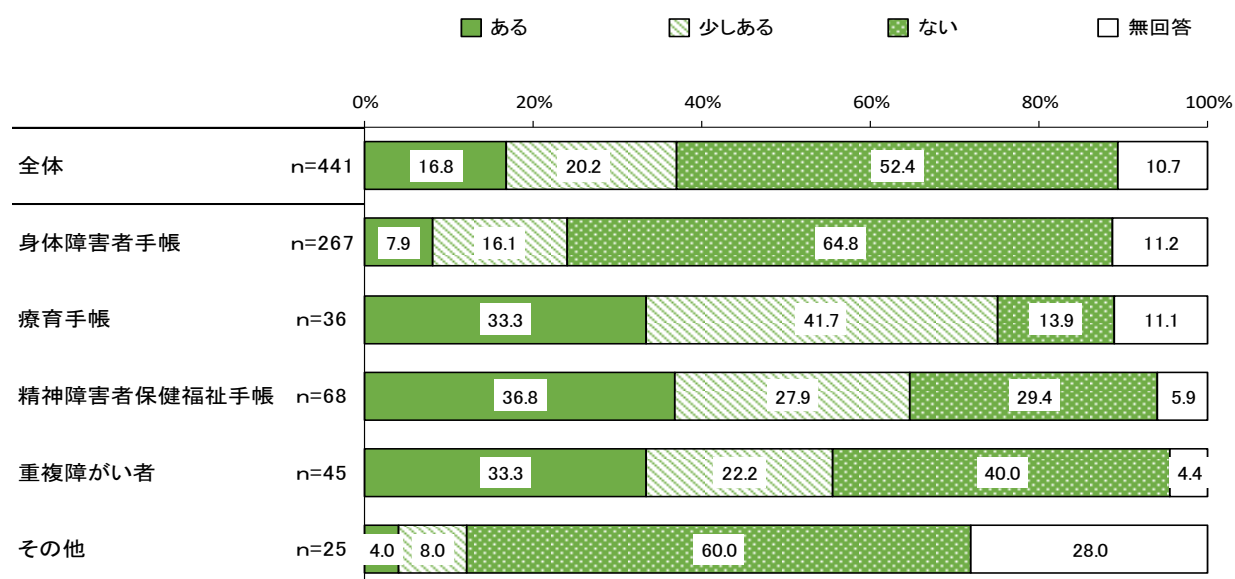
(7) 権利擁護・障がい者差別解消

①障がいによる差別や嫌な思いをしたことがあるか

差別や嫌な思いをする(した)経験については、「ある」と「少しある」を合わせた『ある』が37.0%、「ない」が52.4%となっています。

障がい別で見ると、療育手帳で『ある』(75.0%)の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

障がいによる差別や嫌な思いをした経験



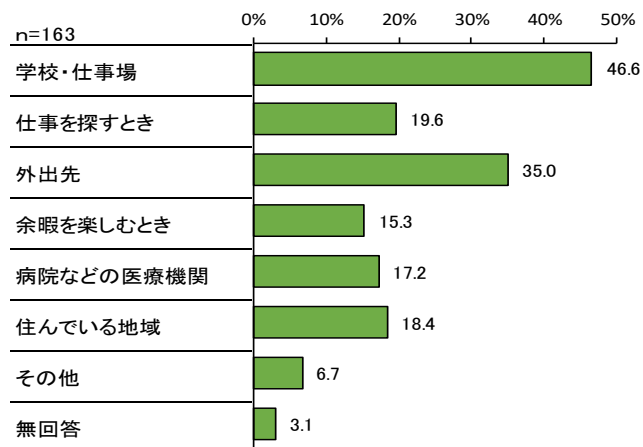
②どのような場所で差別を受けたり嫌な思いをしたことがあるか

差別を受けたり、嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が46.6%で最も高く、次いで「外出先」が35.0%、「仕事を探するとき」が19.6%となっています。

障がい別で見ると、精神障害者保健福祉手帳で「学校・仕事場」(75.0%)、重複障がい者で「外出先」(52.0%)の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

※①で「1. ある」「2. 少しある」と回答した方

差別を受けたり、嫌な思いをした場所（複数回答）



差別を受けたり、嫌な思いをした場所（障がい別）

単位: %

	全体 (n)	学校・仕事場	仕事を探するとき	外出先	余暇を楽しむとき	病院などの医療機関	住んでいる地域	その他	無回答
全体	163	46.6	19.6	35.0	15.3	17.2	18.4	6.7	3.1
身体障害者手帳	64	21.9	15.6	45.3	15.6	20.3	23.4	6.3	1.6
療育手帳	27	66.7	11.1	25.9	25.9	7.4	11.1	3.7	3.7
精神障害者保健福祉手帳	44	75.0	27.3	18.2	11.4	15.9	18.2	4.5	2.3
重複障がい者	25	32.0	28.0	52.0	12.0	24.0	16.0	16.0	8.0
その他	3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(8) 障害福祉サービス・福祉施策

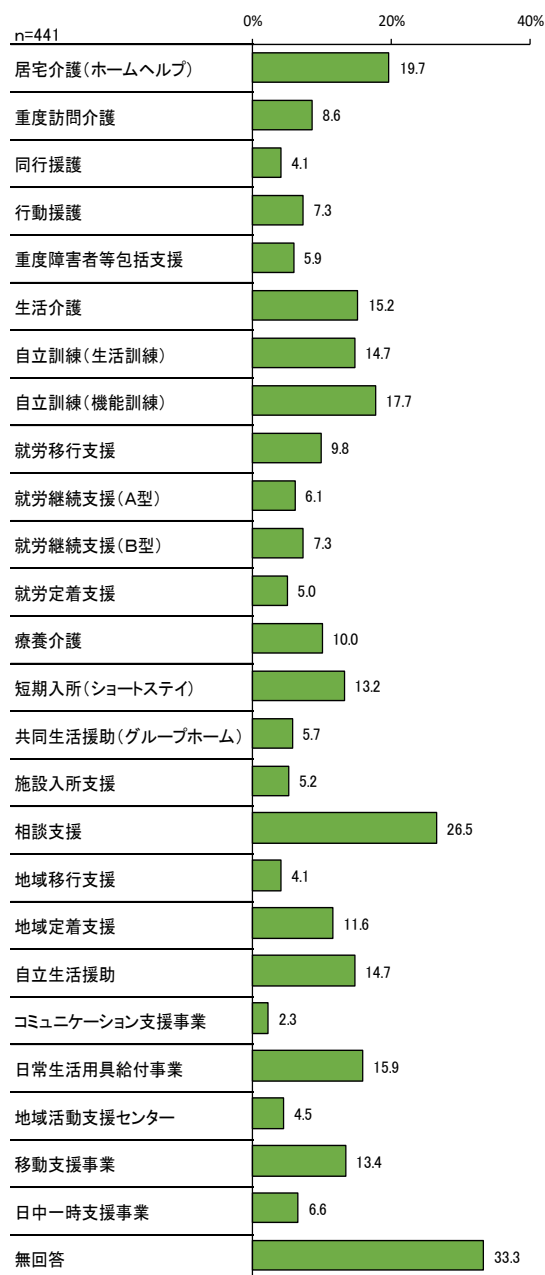
①障害福祉サービスの利用意向（全体）

②身体障害者手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向

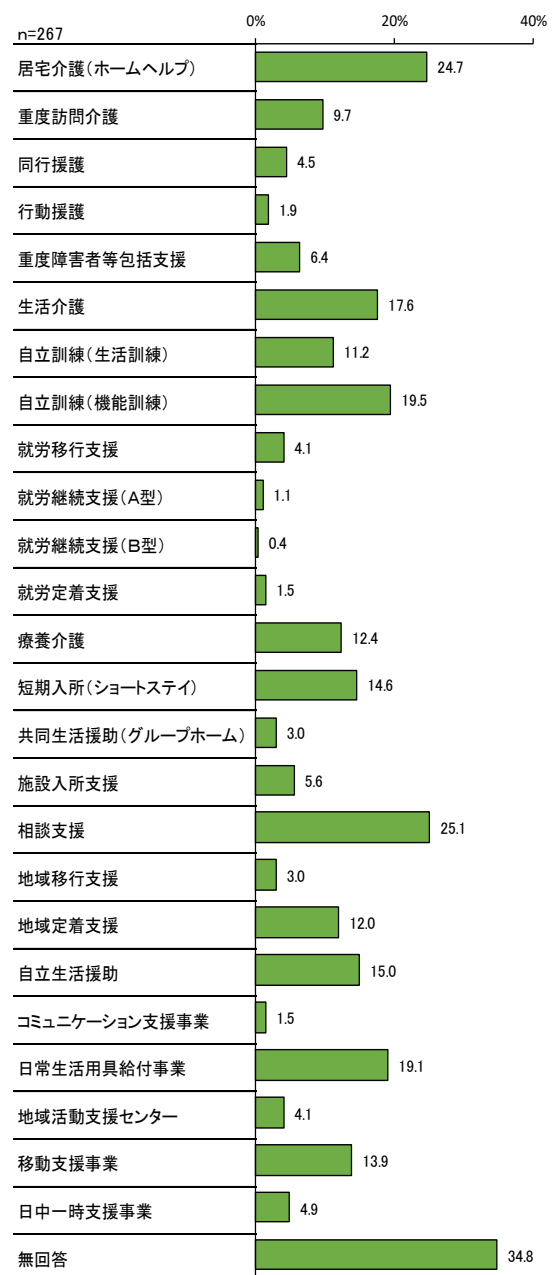
障害福祉サービスの利用意向については、「相談支援」が 26.5%で最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が 19.7%、「自立訓練（機能訓練）」が 17.7%となっています。

身体障害者手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向については、「相談支援」が 25.1%で最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が 24.7%、自立訓練（機能訓練）」が 19.5%となっています。

①障害福祉サービスの利用意向（全体）



②身体障害者手帳所持者の障害福祉サービス利用意向



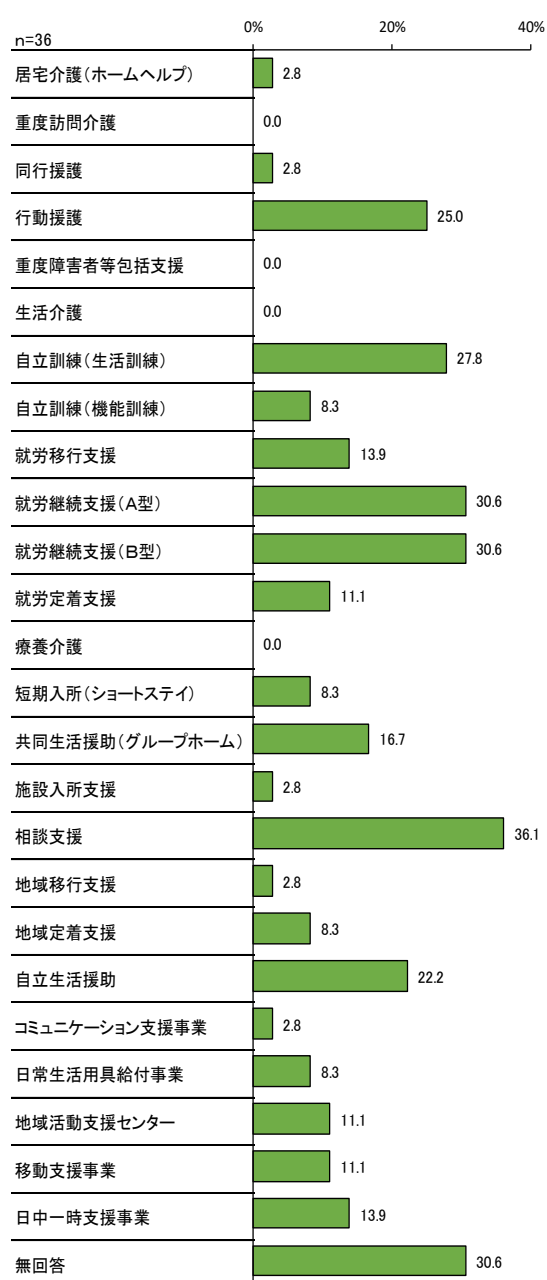
③療育手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向

④精神障害者保健福祉手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向

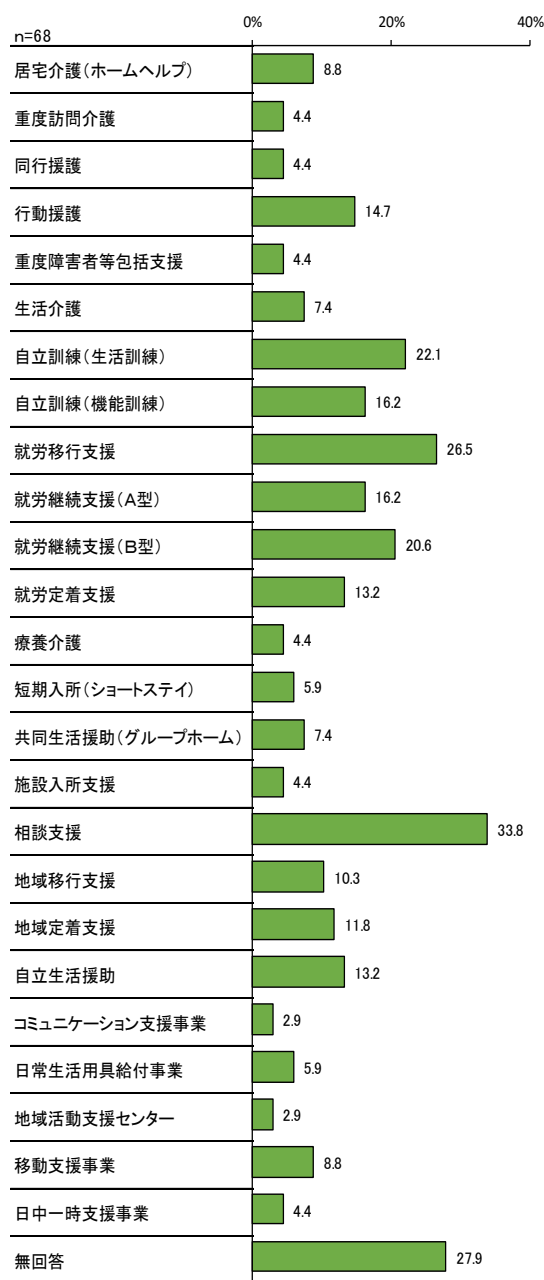
療育手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向については、「相談支援」が 36.1%で最も高く、次いで「就労継続支援（A型）」「就労継続支援（B型）」がともに 30.6%、自立訓練（生活訓練）」が 27.8%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向については、「相談支援」が 33.8%で最も高く、次いで「就労移行支援」が 26.5%、「自立訓練（生活訓練）」が 22.1%となっています。

③療育手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向



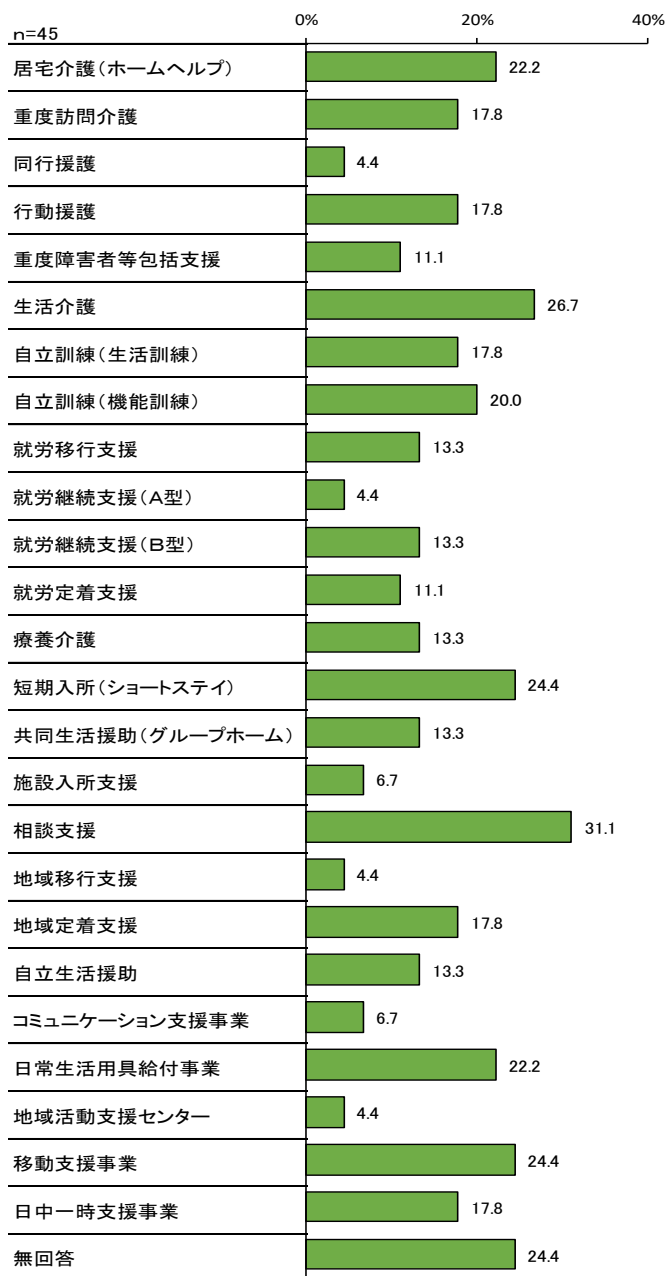
④精神障害者保健福祉手帳所持者の障害福祉サービスの利用意向



⑤重複障がい者の障害福祉サービスの利用意向

重複障がい者の障害福祉サービスの利用意向については、「相談支援」が31.1%で最も高く、次いで「生活介護」が26.7%、「短期入所（ショートステイ）」が24.4%となっています。

⑤重複障がい者の障害福祉サービスの利用意向

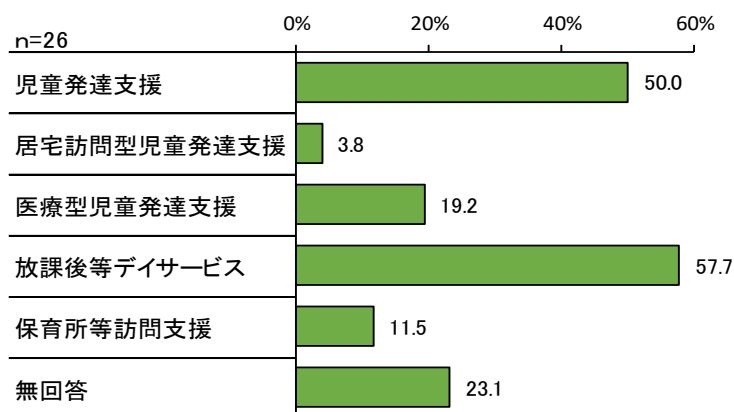


⑥障がい児を対象とした障害福祉サービスの利用意向

障がい児を対象とした障害福祉サービスの利用意向については、「放課後等デイサービス」が57.7%で最も高く、次いで「児童発達支援」が50.0%、「医療型児童発達支援」が19.2%となっています。

障がい別でみると、療育手帳で「放課後等デイサービス」が64.3%となっています。

⑥障がい児を対象とした障害福祉サービスの利用意向



⑥障がい児を対象とした障害福祉サービスの利用意向（障がい別）

単位：%

	全体 (n)	児童 発達 支援	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	医 療 型 児 童 発 達 支 援	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	保 育 所 等 訪 問 支 援	無 回 答
全体	26	50.0	3.8	19.2	57.7	11.5	23.1
身体障害者手帳	2	50.0	0.0	50.0	100.0	50.0	0.0
療育手帳	14	50.0	0.0	28.6	64.3	7.1	21.4
精神障害者保健福祉手帳	3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7
重複障がい者	4	75.0	25.0	0.0	75.0	0.0	0.0
その他	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

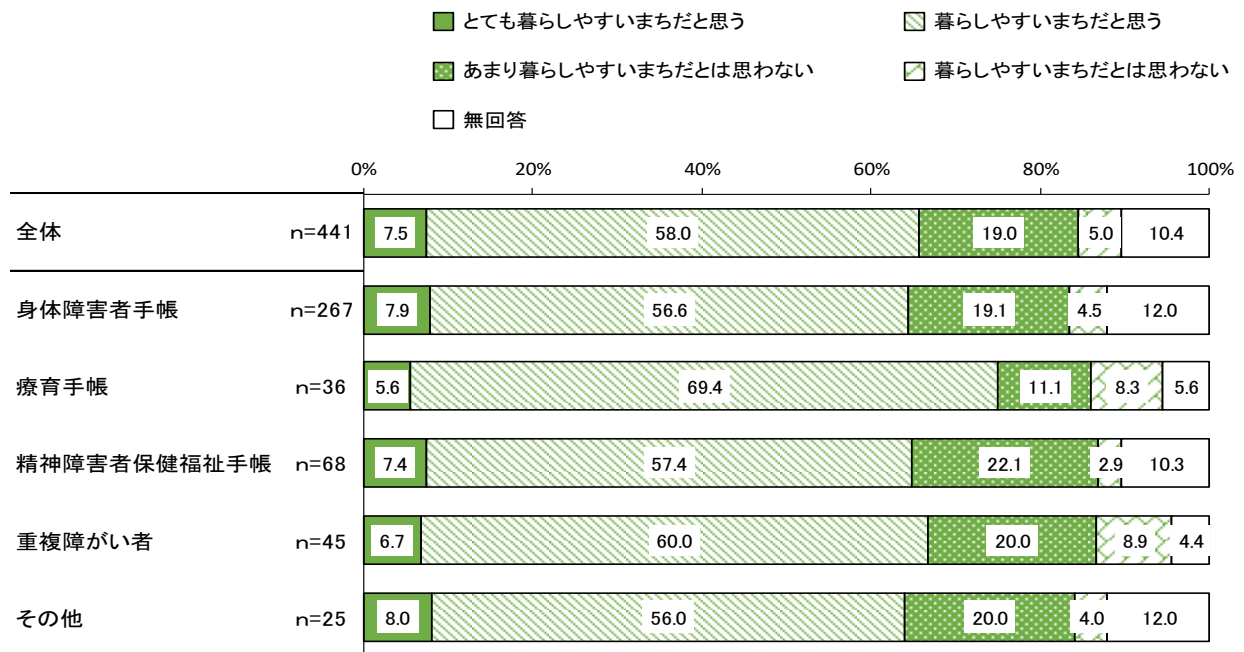
(9) 暮らしやすさ

①北方町は障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うか

北方町での暮らしやすさについては、「とても暮らしやすいまちだと思う」と「暮らしやすいまちだと思う」を合わせた『暮らしやすい』が 65.5%、「あまり暮らしやすいまちだとは思わない」と「暮らしやすいまちだとは思わない」を合わせた『暮らしやすくない』が 24.0%となっています。

障がい別でみると、『暮らしやすい』は身体障害者手帳では 64.5%、療育手帳では 75.0%、精神障害者保健福祉手帳では 64.8%、重複障がい者では 66.7%となっており、療育手帳が最も高くなっています。

北方町での暮らしやすさについて



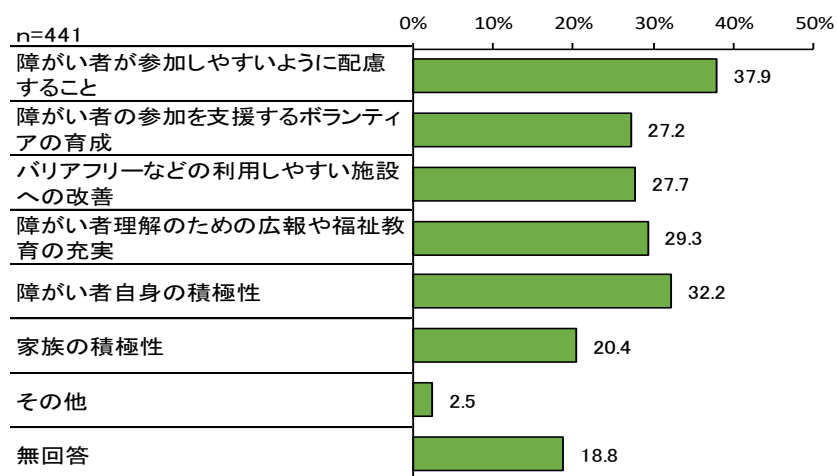
(10) 地域や社会への参加

①障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと

障がい者が地域や社会に積極的に参加するために大切なことについては、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が37.9%で最も高く、次いで「障がい者自身の積極性」が32.2%、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」が29.3%となっています。

障がい別でみると、療育手帳で「障がい者の参加を支援するボランティアの育成」(55.6%)、「障がい者理解のための広報や福祉教育の充実」(52.8%)の割合が他の障がいに比べ高くなっています。

障がい者が地域や社会に積極的に参加するために大切なこと（複数回答）



障がい者が地域や社会に積極的に参加するために大切なこと（障がい別）

	全体 (n)	障がい者が参加しやすい	障がい者の参加を支援する	バリアフリーなどの改善	障がい者理解のための広報や福祉教育の充実	障がい者自身の積極性	家族の積極性	その他	無回答
全体	441	37.9	27.2	27.7	29.3	32.2	20.4	2.5	18.8
身体障害者手帳	267	36.3	26.6	34.1	24.7	34.8	19.9	1.9	19.9
療育手帳	36	52.8	55.6	13.9	52.8	27.8	36.1	0.0	2.8
精神障害者保健福祉手帳	68	41.2	26.5	16.2	30.9	33.8	22.1	4.4	16.2
重複障がい者	45	26.7	11.1	22.2	35.6	20.0	13.3	6.7	20.0
その他	25	44.0	24.0	20.0	28.0	28.0	12.0	0.0	36.0

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、北方町障がい者計画において、「ノーマライゼーション」を計画の基本理念として掲げ、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、誰もが地域であたりまえの暮らしができる社会づくりを推進してきました。

本計画においても、「ノーマライゼーション」の基本理念を継承しつつ、将来像についても、前計画を踏まえ、「つながりと信頼を深め、障がいのある人もない人も、地域の中でいきいきと暮らせるまち 北方」とし、将来像の実現に向けて、3つの基本方針を定め、各分野の施策を展開していきます。

基本理念

ノーマライゼーション

将来像

つながりと信頼を深め、障がいのある人もない人も、
地域の中でいきいきと暮らせるまち 北方

2 基本方針

基本理念に基づく将来像の実現に向けて、本計画の基本方針を、「お互いに尊重し、理解しあえる関係づくり」、「地域共生のまちづくり」、「安心・安全の基盤づくり」の3つとし、基本方針のもとに関連する分野別の基本目標を設定します。

基本方針1 お互いを尊重し、理解しあえる関係づくり

北方町では「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し、理解しあえる関係づくりを目指していきます。そのため、障がいに関わる啓発活動、差別の解消・虐待の防止等の権利擁護、ボランティア活動等の各種施策・事業を推進していきます。

基本方針2 地域共生のまちづくり

多くの障がいのある人は、住み慣れた地域でいつまでも暮らしたいと考えています。そのため、地域の中で障がいのある人もない人も共に学び、生活し、様々な活動等をあたりまえに行う共生社会の実現を目指すとともに、生活支援、就労支援、療育・保育・教育、社会参加の支援等の各種施策・事業を推進していきます。

基本方針3 安心・安全の基盤づくり

障がいの有無に関わらず、地域で安心して、安全に暮らしたいという思いは町民の共通の願いです。そのため、その人にあった暮らしができるように、地域で支える基盤づくりが重要となります。そのため、生活環境、保健・医療、防災・防犯体制等の各種施策・事業を推進していきます。

3 施策体系

基本方針	分野の基本目標	施策項目
1 お互いを尊重し、理解しあえる関係づくり	(1) 相互理解と支え合いの推進	①啓発活動の充実
		②各種イベントの活用
		③交流機会の充実
		④支え合いの地域づくり
		⑤福祉教育の推進
		⑥情報提供窓口の充実
		⑦情報提供方法の充実
	(2) 差別の解消・権利擁護の推進	①障がいを理由とする差別解消の推進
		②虐待防止・権利擁護の啓発
		③権利擁護のための支援
(3) ボランティア活動の推進	①ボランティアの育成	
	②ボランティア活動の推進	
2 地域共生のまちづくり	(1) 生活支援の充実	①情報提供・相談体制整備
		②グループホーム等居住系サービスの充実
		③地域生活支援事業の充実
		④介助者支援の充実
		⑤相談体制の充実
		⑥相談員の資質の向上
		⑦気軽に相談できる窓口体制の整備
		⑧各種手当、年金制度等の周知
		⑨各種割引制度や助成制度の周知
	(2) 就労支援の充実	①民間企業等への雇用促進
		②相談窓口の充実
		③就労移行支援の充実
		④就労継続支援の充実
⑤就労関係機関との連携		
⑥福祉的就労の促進		

基本方針	分野の基本目標	施策項目
2 地域共生のまちづくり	(3) 療育・保育・教育の推進	①早期発見・早期支援の推進
		②幼児療育センターの受入れ体制の充実等
		③障がい児の受入れ体制整備
		④発達障がいのある子どもへの支援の充実
		⑤教育指導方法、指導体制の充実
		⑥教員等の指導力の向上
		⑦交流教育の充実
		⑧適切な就学指導
	(4) 社会参加への支援	①各種スポーツ教室等の充実
		②活動拠点のバリアフリーの推進
		③指導者の確保・養成
		④活動成果の発表機会の充実
		⑤学習メニューの整備と指導者の確保・養成
		⑥生涯学習情報の提供
3 安心・安全の基盤づくり	(1) 生活環境の整備充実	①人にやさしい道路環境づくり
		②公共施設等のバリアフリーの推進
		③移動手段の確保
		④送迎や外出支援
		⑤グループホームの整備への支援
	(2) 保健・医療の推進	①健康増進事業の充実等
		②訪問指導の充実・強化
		③医療機関との連携
	(3) 防災・防犯の推進	①自主防災組織の強化
		②地域防災計画の随時見直し
		③情報収集伝達体制の確立
		④防災関係機関との連携等
		⑤避難行動要支援者対策の推進

第4章 基本計画

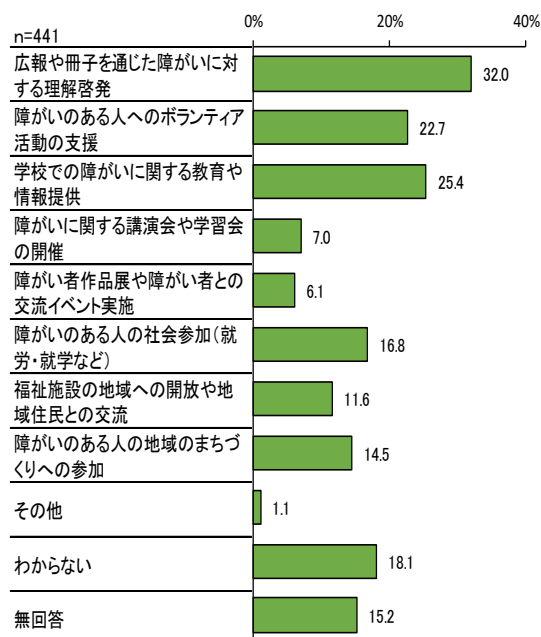
基本方針1 お互いを尊重し、理解しあえる関係づくり

(1) 相互理解と支え合いの推進

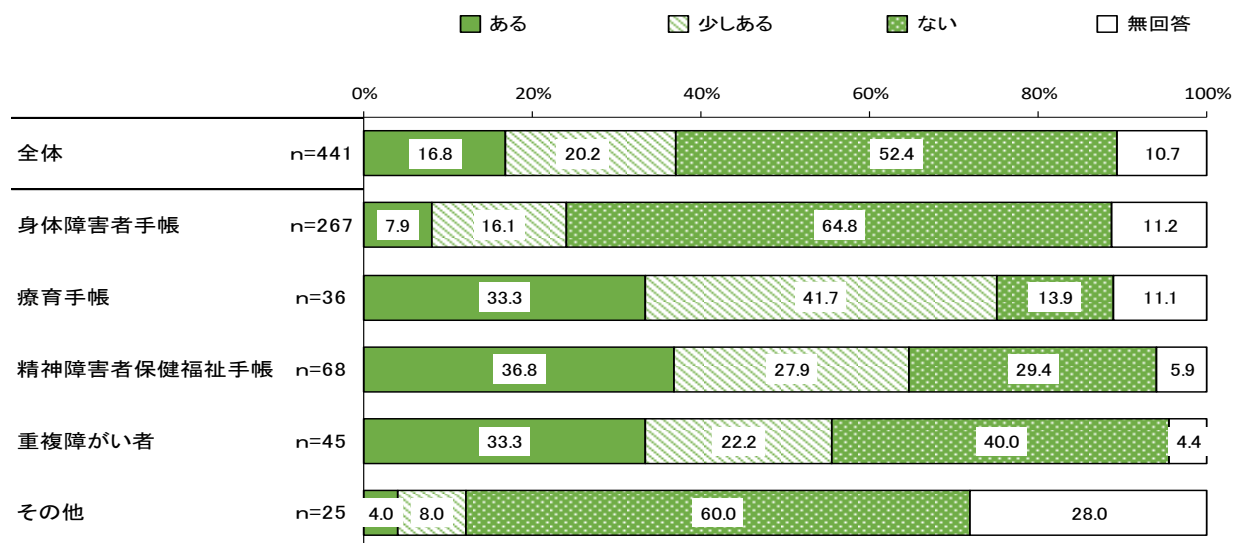
現状と課題

- 本町では、障がいや障がい者に対する理解促進のため、啓発活動、イベントでの交流、学校教育における福祉教育等家庭、学校、地域等あらゆる場面において、啓発・交流を進めてきました。
- 障がい者アンケート調査では、障がいのある人に対する住民の理解を深めるために必要だと思うこととして、「広報や冊子を通じた障がいに対する理解啓発」が32.0%で最も高く、次いで「学校での障がいに関する教育や情報提供」が25.4%、「障がいのある人へのボランティア活動の支援」が22.7%となっています。
- 差別や嫌な思いをした経験については、37.0%が“ある”（「ある」と「少しある」の合計）と答え、4割弱が経験しています。特に、療育手帳所持者の75.0%が“ある”と答えており、障がい者の中でも多く見られました。
- 障がい者に対する理解を深め、障がい者への差別、偏見を解消するためにも、啓発・交流を充実させるとともに、関係機関と連携を図りながら、取り組んでいく必要があります。

障がいのある人に対する住民の理解を深めるために必要だと思うこと（複数回答）



差別や嫌な思いをした経験※再掲



施策の方向性

- 障がいのある人が障がいのない人と等しく地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、障がい理解の推進に向けた取組の実施に努めます。

主な取組

No.	取組	内容	担当課
①	啓発活動の充実	障がい者に対する理解や認識を深めることができるよう、ホームページや広報誌等で、障害福祉サービスの申請方法など障がい者に必要な情報を幅広く広報していきます。また、障がい者団体との連携を図り、啓発に努めます。	福祉子ども課
②	各種イベントの活用	社会福祉協議会と連携し福祉運動会等のイベントを実施することで、町民に対し福祉意識の向上と障がい者に対する理解の充実を図ります。	福祉子ども課
③	交流機会の充実	社会福祉協議会が主催する福祉フェスティバル等の周到に努め、障がい者と健常者がふれあうことによる障がい者理解の促進に努めます。	福祉子ども課
④	支え合いの地域づくり	障がい者が住み慣れた家庭や地域の中でいきいきと暮らしていくために、多世代にわたり交流できる場の提供を進めていきます。	福祉子ども課
⑤	福祉教育の推進	子どもの頃から思いやりや助け合う心を育む福祉教育を推進するとともに、広く町民に生涯に渡る福祉教育を推進していきます。学校教育の中で、もちの木の見学や、円苑での体験学習等に積極的に取り組み、福祉のこころを育てる教育を推進していきます。	福祉子ども課 教育委員会

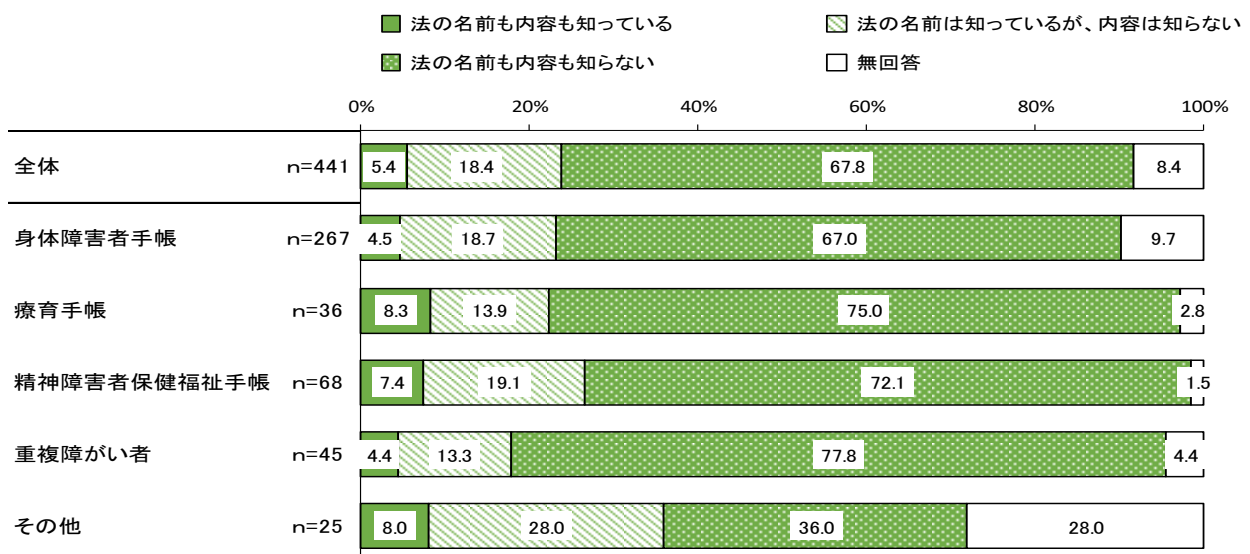
No.	取組	内容	担当課
⑥	情報提供窓口の充実	各種制度や案内等を積極的に行うため、庁舎内のパンフレットスタンド等のスペースを利用して、情報の提供に努めます。	福祉子ども課
⑦	情報提供方法の充実	障がい者が生活していくうえで必要な様々な情報の提供について、広報紙等の従来からの媒体や、インターネット等の活用も考慮しながら推進していきます。そのなかで視覚障がい者や、聴覚障がい者等に配慮した情報提供の充実に努めます。	福祉子ども課

(2) 差別の解消・権利擁護の推進

現状と課題

- 本町においては、障害者差別解消法の「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」の周知に努め、差別の解消の啓発に努めてきました。また、障がいを理由とする差別の解消に関する職員の配慮マニュアルに準じた窓口対応を実施しています。
- 障がい者アンケート調査では、障害者差別解消法の認知度（「法の名前も内容も知っている」、「法の名前は知っているが、内容は知らない」の合計値）が23.8%と3割を下回る結果となっており、障がい者やその家族等への周知がまだまだ不十分であると考えられます。
- アンケート結果等を踏まえて、町民や事業所に対する法律の内容の周知啓発、町の窓口対応や岐阜県障がい者差別解消センター等との連携を進めていく必要があります。

障害者差別解消法の認知度



施策の方向性

- 障害者差別解消法の周知・啓発の充実を図ります。また、虐待防止について周知し、町民が虐待予防や早期対応への取組についての理解を促進します。さらには、成年後見制度の利用について、北方町成年後見支援センターを通して利用を支援します。

主な取組

No.	取組	内容	担当課
①	障がい理由とする差別解消の推進	障害者差別解消法の周知に努め、差別解消についての啓発を行います。岐阜県障がい者差別解消センターにて障がい者等の相談を受け付けていることを周知するとともに、活用を促進します。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員の配慮マニュアルに準じた窓口対応に努めます。	福祉子ども課
②	虐待防止・権利擁護の啓発	障害者虐待防止法の周知に努め、虐待防止についての啓発を行います。虐待予防・早期対応を適切に行うため、各関係機関との連携を強化し、権利擁護、虐待防止の取組を推進していきます。	福祉子ども課
③	権利擁護のための支援	成年後見制度の利用を希望する知的障がい者や精神障がい者に対して、北方町成年後見支援センターを通して、成年後見制度の利用を支援します。	福祉子ども課

(3) ボランティア活動の推進

現状と課題

- 障がい者に対する理解を深めるためには、各種ボランティア活動に、だれでも、いつでも、気軽に参加できる環境づくりが重要となります。今後も、ボランティア活動に係る町民の意識の高揚、掘り起こしに努めるとともに、障がい者たちを地域で支え合うための人材の育成、組織化を図る等、ボランティア活動の充実に必要な取り組みがあります。

施策の方向性

- 障がいのある人のボランティアニーズを把握するとともに、障がい者の支援につながるボランティアの育成に努めます。また、見守りのボランティア活動を活発にすることで、地域の障がいのある人が安心して暮らすことができる支え合う地域を目指していきます。

主な取組

No.	取組	内容	担当課
①	ボランティアの育成	ボランティア活動に参加する機会の確保に努めます。また「手話奉仕員」等の専門的な技術が必要となる場合を考慮し、日常的に確保・育成に努めます。	福祉子ども課
②	ボランティア活動の推進	社会福祉協議会等と連携して、障がい者の求めるニーズを把握し、サービス提供ができるようボランティア活動の充実を図ります。また、地域での見守り等のボランティア活動を活発にすることで、地域で支え合う環境づくりに努めます。	福祉子ども課

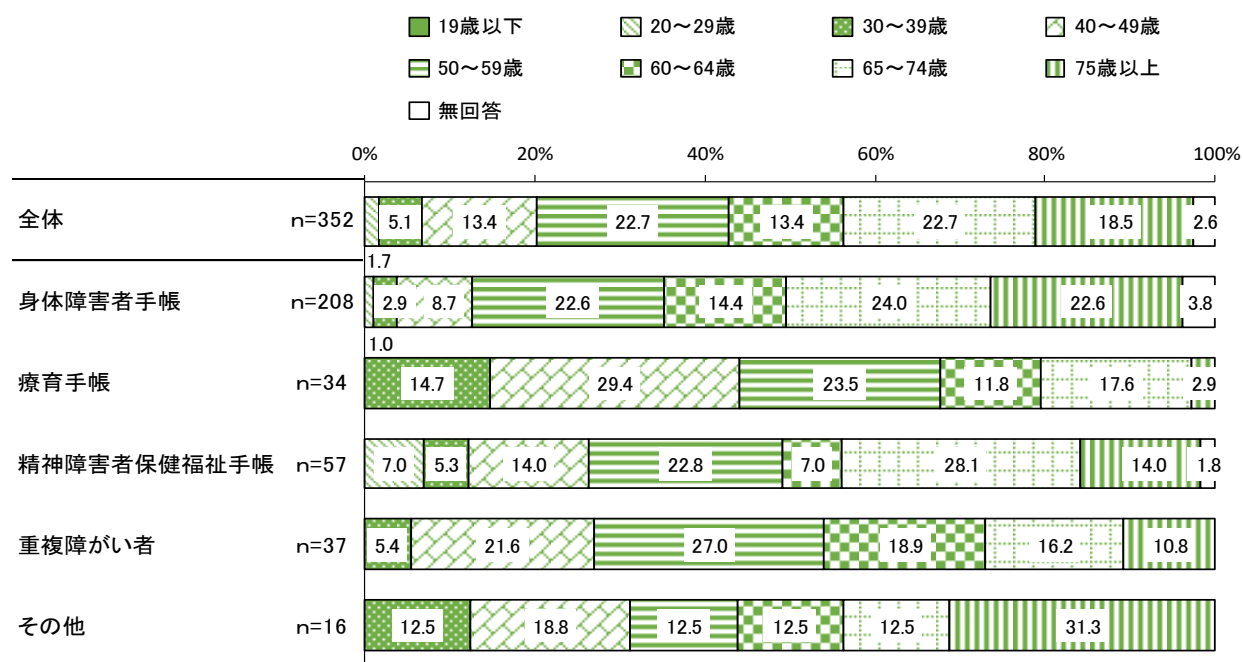
基本方針 2 地域共生のまちづくり

(1) 生活支援の充実

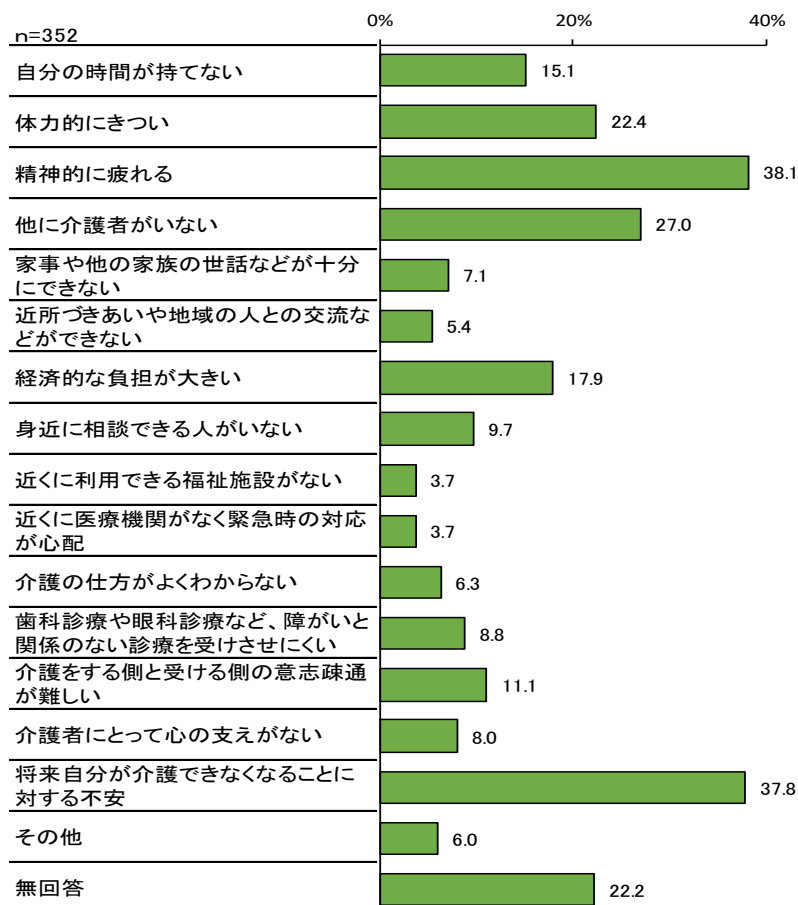
現状と課題

- 本町の障害福祉サービスの利用者の令和3年度及び4年度の実績をみると、主要な障害福祉サービスである同行援護、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）が増加しています。また、障がいのある児童に対するサービスは、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援が増加しています。これらのサービスはニーズがあり、今後も同様に伸びていくことが予測されますので、サービス提供の充実が課題となります。
- 障がい者の高齢化が進むとともに、支える家族も高齢化している問題があり、全体では、65歳以上が41.2%で4割弱を占めています。介護者の不安として、「精神的に疲れる」「他に介護者がいない」「体力的にきつい」という意見が上位になっています。

介護者の年齢



介護者が介護する上での悩みや問題（複数回答）



施策の方向性

- サービスの入口である相談窓口での対応や情報提供等基幹相談支援センターを中心に体制の強化を図ります。また、介護者を支援する事業については高齢者福祉事業との連携により、参加の機会を増やし、支援の充実に努めます。

主な取組

No.	取組	内容	担当課
①	情報提供・相談体制整備	障がい者にとって安全で快適な環境になるよう、基幹相談支援センターにおいて、各種情報の提供や相談体制の整備・強化に努めます。	福祉子ども課
②	グループホーム等居住系サービスの充実	地域移行支援等の入所者が地域へ移行するためのサービスを利用していただくためにも、グループホーム等の居住系サービスの充実が不可欠です。そのため、事業所への働き掛けを行うとともに、地域での障がいや障がい者に対する理解を深め、環境整備を進めていきます。	福祉子ども課

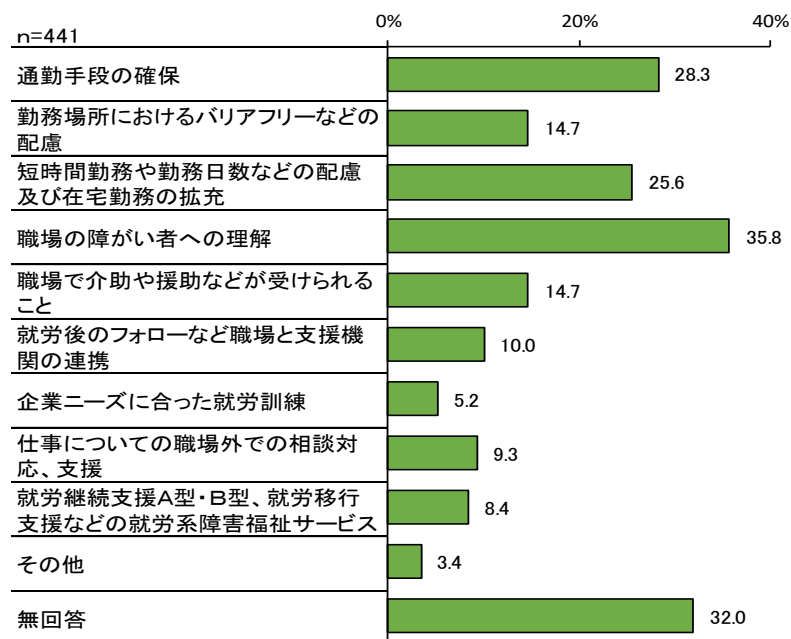
No.	取組	内容	担当課
③	地域生活支援事業の充実	障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、任意事業として、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業（自動車免許取得・改造助成事業）を引き続き実施します。	福祉子ども課
④	介助者支援の充実	障がい者の生活を支える配偶者や親等の介護者への支援策として、高齢福祉事業と連携して実施している家族介護教室を周知し、内容充実に努めます。	福祉子ども課
⑤	相談体制の充実	身体障害者相談員や知的障害者相談員等による相談や、岐阜圏域での相談事業所での知的障がい・精神障がいの相談事業の啓発を図り、ニーズに応じた相談支援体制を整えます。また、岐阜圏域の市町で相談事業所に委託している知的障がい・精神障がいの相談支援事業や、精神障害者地域活動支援センター事業を周知し、利用しやすい環境整備に努めます。	福祉子ども課
⑥	相談員の資質の向上	社会情勢の変化に伴い、障がい者の悩みも多種多様になってきています。相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、相談員の研修を充実させ、資質の向上に努めます。	福祉子ども課
⑦	気軽に相談できる窓口体制の整備	専門的かつ多様な問題に対処していくため、岐阜圏域の市町で委託している精神相談事業や地域活動支援センター事業の活用を図りながら、本町に適した総合的な相談体制の確立を図り、推進していきます。	福祉子ども課
⑧	各種手当、年金制度等の周知	障がい者の経済的な安定を支援するため、各種手当や年金制度の周知を図ります。	福祉子ども課
⑨	各種割引制度や助成制度の周知	ホームページ等で各種割引制度や助成制度を周知するとともに、新しく対象となった場合には直接案内するように努めます。	福祉子ども課

(2) 就労支援の充実

現状と課題

- 就労支援は、障がい者の状態に合わせて、一般就労に向けた就労移行支援、一般就労に困難な障がい者については、就労継続支援のサービスが提供されています。
- 就労系サービスの利用状況は、令和4年度実績で見ると、就労継続支援A型は32人、就労継続支援B型は46人とB型の利用者が多くなっています。また、就労系サービスから一般就労に移行した人は令和4年度で3人となっています。
- 障がい者のアンケート調査では、障がい者の就労支援に必要なこととして、「職場の障がい者への理解」が35.8%と最も多くなっています。この結果は、5年前に実施した同じ質問のアンケートと同じ結果でした。(39.7%で第1位) このように、職場の障がい者への理解が求められています。

障がい者の就労支援として必要なこと（複数回答）※再掲



施策の方向性

- 関係機関との連携を図り、就労に関する相談支援や就労系サービスの利用促進に努めます。また、「就労選択支援」については、ハローワークや就労系障害福祉サービス事業所等関係機関との連携を図ります。

主な取組

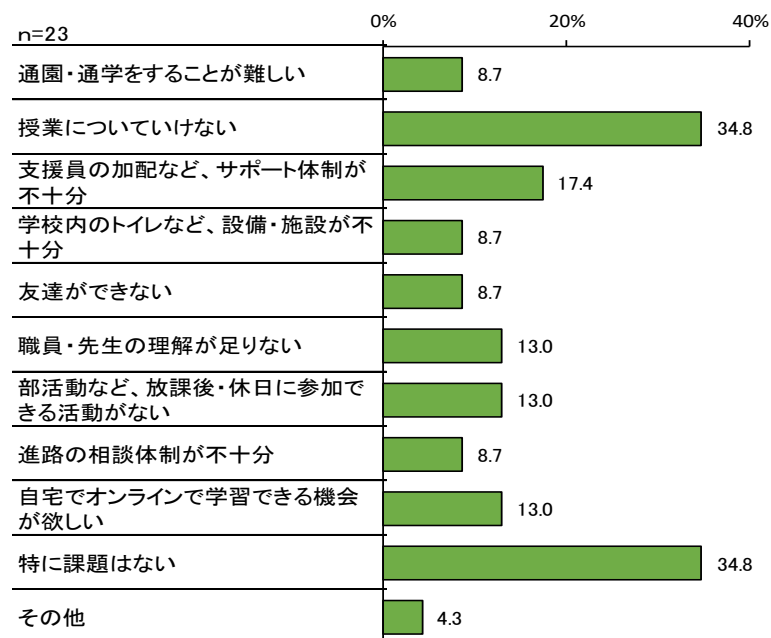
No.	取組	内容	担当課
①	民間企業等への雇用促進	「障害者の雇用の促進等に関する法律」についての周知を図り、障がい者の雇用を推進している民間企業等の情報収集を進めるとともに、民間企業等に対してハローワーク等と連携して障害者雇用率の周知や障がい者の雇用の啓発を行っていきます。	福祉子ども課
②	相談窓口の充実	障がいの内容及び程度、障がい者一人ひとりのニーズに応じた職業相談ができるよう、ハローワーク等と連携して障がい者や企業に対する相談体制の充実に努めます。	福祉子ども課
③	就労移行支援の推進	日常生活を送るために必要な能力や身体機能の向上を図るため、生活訓練や機能訓練を推進します。また、一般企業への就職を希望する人に対して、一定期間、実習や知識、能力の向上のための指導を行う等、就労移行支援を推進し、適性にあった職場への就労・定着を支援します。	福祉子ども課
④	就労継続支援の充実	一般企業への常用的就労が困難な人に対して、希望に応じて就労継続支援を推進し、一般就労に必要な知識・能力の向上のための支援を行い、就労の機会を提供します。	福祉子ども課
⑤	就労関係機関との連携	新たな就労支援サービスである「就労選択支援」の開始に向けて、ハローワークや就労系障害福祉サービス事業所等関係機関との連携を図ります。	福祉子ども課
⑥	福祉的就労の促進	障がいの特性やその人の個性に合わせて、就労継続支援事業、地域活動支援センター等を活用することにより、障がい者の福祉的就労を促進します。就労支援施設等で制作する自主製品等の販売拡大の支援に努めます。	福祉子ども課

(3) 療育・保育・教育の推進

現状と課題

- 本町では妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行っており、関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めています。また、障がい児の児童発達支援についてももとす広域連合幼児療育センターと連携のもと必要な支援の充実を図っています。学校教育においては障がいのある子どもとない子どもの相互理解を深めるため、共に学び、共に育む教育体制に努めてきました。
- 障がい者のアンケート調査では、学校生活などにおける課題についてたずねたところ、「授業についていけない」、「支援員の加配など、サポート体制が不十分」などが上がっており、療育・保育・教育が適切な支援につながるよう取り組む必要があります。

学校生活などにおける課題（複数回答）



施策の方向性

- 早期発見・早期支援につながるような健診・相談体制の充実を図ります。発達障害のある子どもの支援も課題となっており、保健・福祉・教育・医療等が連携して、適切な支援が受けられる環境づくりに努めます。

主な取組

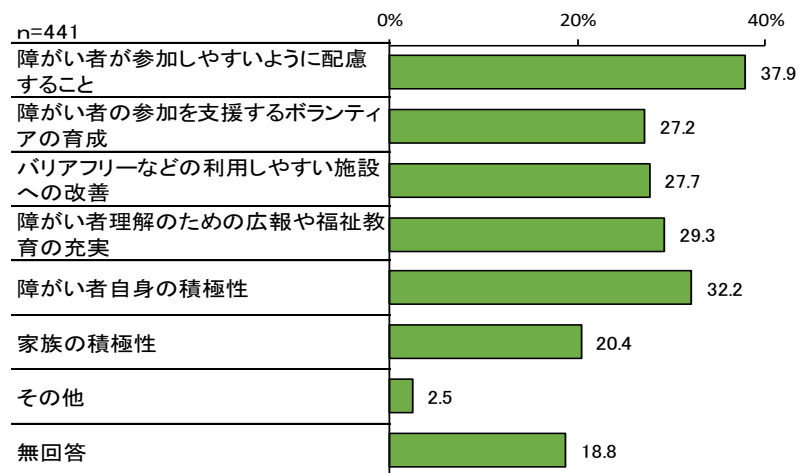
No.	取組	内容	担当課
①	早期発見・早期支援の推進	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行っていきます。また健診・相談や訪問指導、健康教育等を関係機関との連携のもと、障がい及びその原因となる疾病の早期発見、早期対応に努めます。	健康推進課
②	幼児療育センターの受入れ体制の充実等	障がい児が必要な児童発達支援を適切に受け入れられるよう、もとす広域連合幼児療育センターによる受入れ体制や相談体制の充実を図ります。	福祉子ども課
③	障がい児の受入れ体制整備	障がい児の受入れについて、ニーズに応じて対応することができるよう、保育士・教員に対して障がい児保育・教育の知識等を深める研修会等の参加により体制づくりに努めます。	福祉子ども課
④	発達障がいのある子どもへの支援の充実	保健・福祉・教育・医療をはじめとする関係機関との連携、ネットワークを形成し、学習障がいや注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等発達障がいの早期発見に努めるとともに、早期の発達支援、専門的な発達支援、特別支援教育等、発達に応じた適切な支援が受けられる体制づくり等、発達障がいの子どもの支援の充実に努めます。	福祉子ども課
⑤	教育指導方法、指導体制の充実	障がい児の個々の適性や、健康状態、あるいは、ライフステージに応じた適切な教育を受けることにより、その能力を最大限に発揮することができる教育指導方法や指導体制の充実に努めます。	教育委員会
⑥	教員等の指導力の向上	特別支援学級担当教員等の指導力の向上と学習指導の改善・充実に資するため、担当教員を対象とした研修等の充実を働きかけます。	教育委員会
⑦	交流教育の充実	障がいのある子どもとない子どもとの相互理解を深めるため、共に学び共に育む教育の機会の充実に努めます。	福祉子ども課
⑧	適切な就学指導	適切な就学指導を実施するため、保健・福祉・教育・医療等関係機関との連携を図ります。	福祉子ども課

(4) 社会参加への支援

現状と課題

- 本町では、障がい者の社会参加の一環として、町主催の福祉運動会やさまざまなスポーツ大会・スポーツ教室などの環境づくりを行ってきました。
- 施設のバリアフリー化や障がいのある人が参加できるメニュー作りが課題となっています。
- 障がい者のアンケート調査では、障がい者が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切かをたずねたところ、「障がい者が参加しやすいように配慮すること」が最も多くなっており、この結果は、5年前に実施した同じ質問のアンケートと同じ結果でした。(41.9%で第1位) このように、障がい者の参加への配慮を行うことはまだ十分ではないことがうかがえます。

障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと（複数回答）



施策の方向性

- 障がいのある人ない人だれでも参加できるスポーツや生涯学習のメニュー作りを進め、社会参加や生きがいづくりなどの支援に努めます。

主な取組

No.	取組	内容	担当課
①	各種スポーツ教室等の充実	障がいの程度や特性、各自の意向に応じた各種スポーツの振興を図り、町主催の福祉運動会をはじめ、県や各種団体主催のスポーツ大会やスポーツ教室等への参加を呼び掛けます。	福祉子ども課

No.	取組	内容	担当課
②	活動拠点のバリアフリーの推進	障がい者がスポーツ活動や、芸術・文化活動へ参加する機会の充実を図り、活動拠点についてもバリアフリー化を推進していきます。	福祉子ども課
③	指導者の確保・養成	スポーツ、レクリエーション活動や文化活動の振興のため、指導者の確保や育成に努めます。	教育委員会
④	活動成果の発表機会の充実	文化活動等の活動成果の発表の場として、生涯学習センターきらりを活用するなど発表機会の充実努めます。	教育委員会
⑤	学習メニューの整備と指導者の確保・養成	障がい者の様々な学習ニーズにこたえることができる学習メニューの整備や生涯学習体制の充実、指導者の確保・養成に努めます。	教育委員会
⑥	生涯学習情報の提供	生涯学習センターきらりを実施する生涯学習の情報等を広報紙等で情報提供し、また、ホームページを活用した各種情報の提供に努めます。	教育委員会

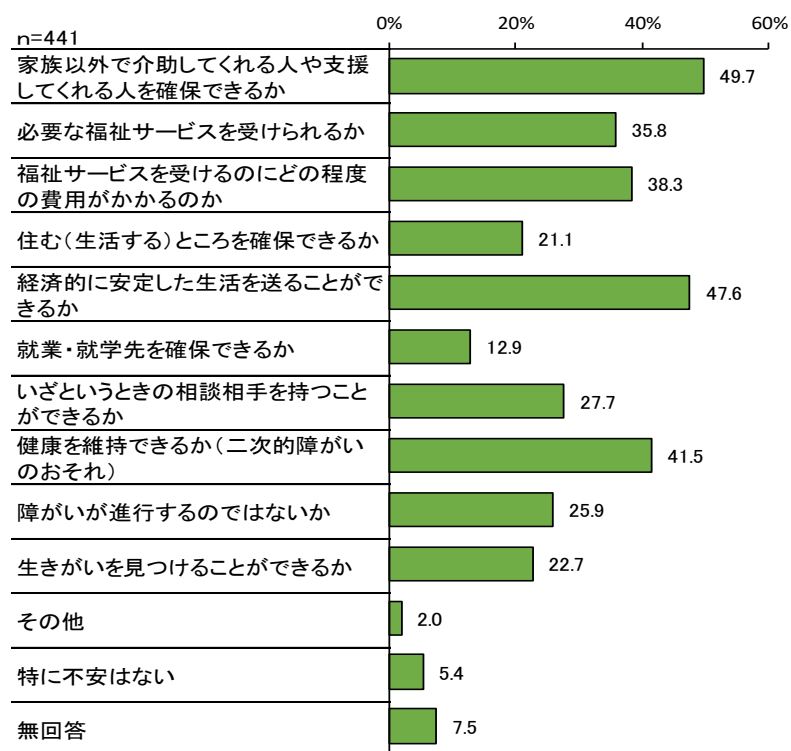
基本方針3 安心・安全の基盤づくり

(1) 生活環境の整備充実

現状と課題

- 本町では、歩道の段差解消や認定こども園の新築の際のバリアフリー化を含めたユニバーサルデザインの取組などを進めてきました。
- 障がい者アンケート調査では、将来の生活への不安については、「家族以外で介助してくれる人や支援してくれる人を確保できるか」や「経済的に安定した生活を送ることができるか」と介助者の確保や経済面での不安が意見として挙がっています。

将来の生活への不安（複数回答）



施策の方向性

- 道路環境の整備や施設のバリアフリー化等、障がいのある人やない人すべての人が利用しやすい環境を目指します。また、移動手段の確保や外出支援等日々の生活の充実に関わる支援についても、継続して実施していきます。グループホームの整備については、利用者のニーズを踏まえて、事業者への補助制度利用を周知していきます。

主な取組

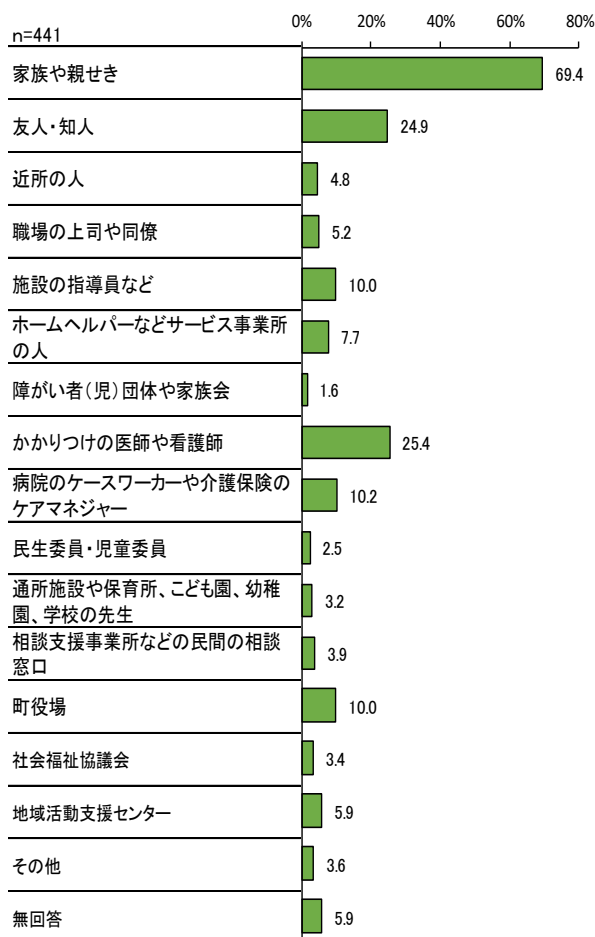
No.	取組	内容	担当課
①	人にやさしい道路環境づくり	生活道路等について、歩行者の安全や有効幅員の確保、歩道の段差解消の整備等によりバリアフリー化を図りながら、必要に応じて点字ブロックの設置、カラー舗装等を進め、人にやさしい道路環境づくりを推進します。	都市環境課
②	公共施設等のバリアフリーの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいて、バリアフリー化を含めた障がい者が安全で利用しやすい施設の整備をすすめます。新たな建物の建設の際には、障がいのある人もない人もすべての人に使いやすいデザインである“ユニバーサルデザイン”の考え方を導入していきます。	総務危機管理課
③	移動手段の確保	障がい者の自動車の利用を支援するため、自動車改造助成事業や運転免許取得費の助成、有料道路通行割引等の周知と利用促進を図り、障がい者が外出しやすくなるよう努めます。	福祉子ども課
④	送迎や外出支援	外出支援については、障がい者の社会参加を促進するうえでも重要であるため、移動手段の確保について、現状の福祉有償運送を推進し、利用者の利便向上に努めていきます。	福祉子ども課
⑤	グループホームの整備への支援	グループホームについては、アンケート調査の中でニーズが高く、地域で暮らすためにも整備が求められています。そのため、事業者に対する補助制度の活用周知を行い、グループホームの身近な地域での住まいの場の拡充に努めます。	福祉子ども課

(2) 保健・医療の推進

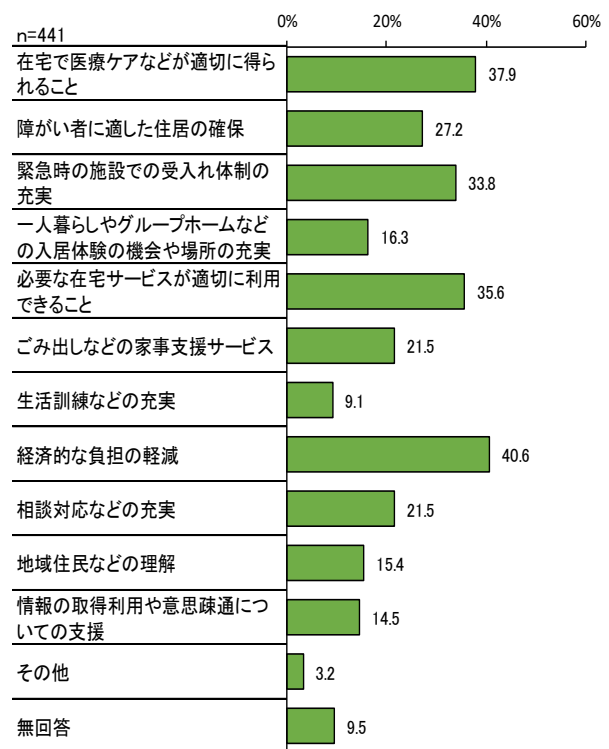
現状と課題

- 各種健（検）診の普及・啓発を通じて健康の保持・増進、疾病の発症、重症化の予防に努めています。また、医療機関との連携を進めるとともに福祉に関する相談は基幹相談支援センターと情報を共有し、対応しています。
- 障がい者のアンケート調査では、障がい者にとって、普段の悩みや困ったことの相談先は、家族や親せきの次に「かかりつけの医師や看護師」が多くなっており、医療とのつながりの強さがうかがえます。また、地域で生活するための必要な支援は、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が第2位に挙げられており、在宅での医療ニーズの高さがうかがえます。このように医療機関との連携を図り、適切な支援につなげていく必要があります。

普段の悩みや困ったことの相談先（複数回答）



地域で生活するための必要な支援（複数回答）



施策の方向性

- 健康の保持・増進のために健康相談や情報発信などを継続して実施していきます。また、医療との連携を図り適切な支援につなげていきます。

主な取組

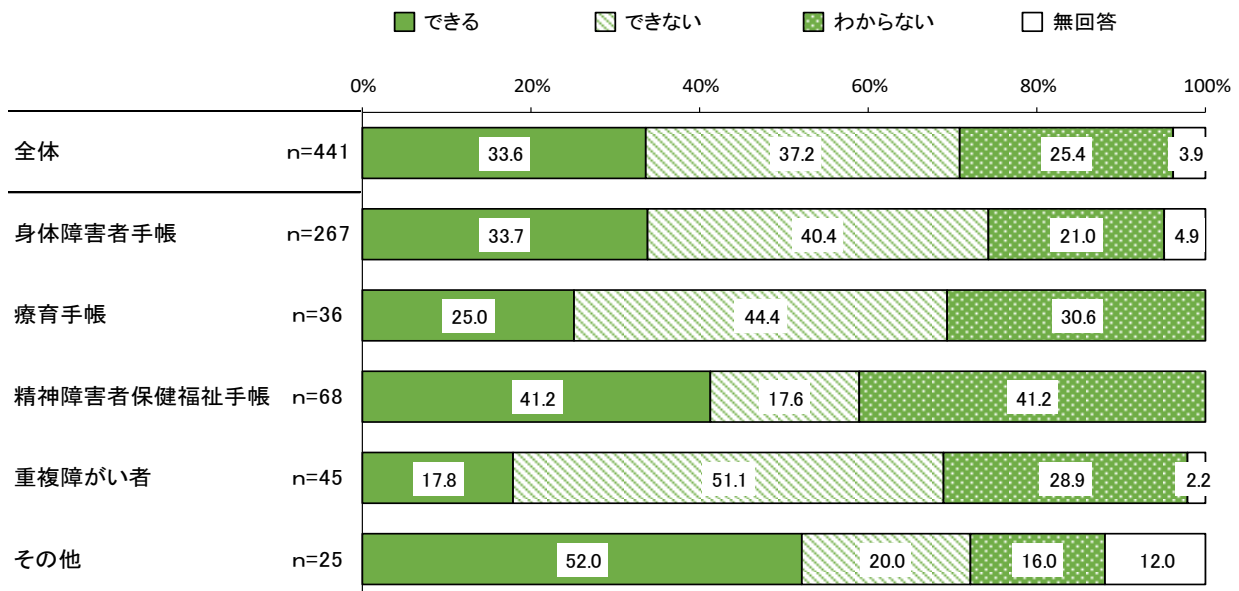
No.	取組	内容	担当課
①	健康増進事業の充実等	健康の保持・増進、疾病の発症や重症化を予防するため、健診の受診勧奨や生活習慣の改善指導等の健康増進事業の充実を図ります。また、広報紙やくらしのカレンダー、SNSを通じて、健康づくりに関する普及啓発を行います。	健康推進課
②	訪問指導の充実・強化	障がいの有無にかかわらず必要に応じて、訪問指導を行い、生活習慣の改善へのアドバイス、健康の保持・増進に係る保健指導を実施していきます。	健康推進課
③	医療機関との連携	適切な時期に適切な治療を行うこと、また継続できるよう、医療機関と連携を強化していきます。	健康推進課

(3) 防災・防犯の推進

現状と課題

- 本町では地域防災計画に基づいて地域防災組織の強化や防災訓練の充実を進めてきました。災害時の安否確認のための「避難行動要支援者名簿」の作成等自主防災組織や民生委員・児童委員などとの連携を図っています。
- 障がい者のアンケート調査では、災害時に一人で避難できるかをたずねたところ、「できる」が33.6%、「できない」が37.2%、「わからない」が25.4%となっています。また、特に重複障がい者（51.1%）、療育手帳所持者（44.4%）、身体障害者手帳所持者（40.4%）で避難ができないという回答が多くみられました。こうした結果を踏まえ、避難行動要支援者名簿の登録について周知を進めるとともに、地域の支援体制の構築が必要となります。

災害時の一人での避難について



施策の方向性

- 障がい者の防災訓練への参加の機会を周知し、平常時から準備することで非常時に備えることを促します。また、障害者手帳所持者に避難行動要支援者の名簿登録を促進し、安心して暮らすことができる環境づくりを継続して実施します。

主な取組

No.	取組	内容	担当課
①	自主防災組織の強化	防災訓練等への障がい者の積極的な参加を広報等で促し、災害を想定した実践的な訓練の充実を図り、防災意識の高揚に努め、自主防災組織の強化を図っていきます。	総務危機管理課
②	地域防災計画の随時見直し	障がい者等災害時要援護者が、災害からより安全に予防、応急、復旧対策ができるよう、現状を調査研究し、福祉避難所を指定する等地域防災計画を随時見直していきます。	総務危機管理課
③	情報収集伝達体制の確立	災害時に的確に情報が伝わるよう情報伝達体制の確立に努めます。特に視覚障がい者や聴覚障がい者については日常生活用具の普及啓発をし、日常より情報伝達方法の整備・充実に努めます。	総務危機管理課
④	防災関係機関との連携等	障がい者が安心して暮らせるよう、緊急時や災害時に迅速に対応できるよう防災関係機関との連携を図ります。	福祉子ども課
⑤	避難行動要支援者対策の推進	避難行動要支援者名簿の更新を図り、個別避難計画の策定を推進します。自主防災組織、民生委員・児童委員等との連携を強化し、障がい者に対する支援体制の充実を図ります。	福祉子ども課

1 第6期障がい福祉計画の進捗状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	評価
令和元年度末時点の施設入所者数の6%が地域生活へ移行する。	1人	0人	未達成
令和元年度末時点の施設入所者数を1人削減する。	1人	0人	未達成

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

項目	目標	実績	評価
保健、医療、福祉関係者による協議の場設置数	1か所	0か所	未達成

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	実績	評価
地域生活支援拠点等の確保（町又は圏域における地域生活支援拠点等の確保の状況）	1箇所	1箇所 令和5年度より瑞穂市、本業市とともに「緊急時の受入れ・対応」を大和園に委託し体制整備済み	達成

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標	実績	評価
一般就労への移行者数	10人	0人	未達成
就労移行支援事業	7人	0人	未達成
就労継続支援A型事業	2人	0人	未達成
就労継続支援B型事業	1人	0人	未達成
就労定着支援事業利用者	3人	1人	未達成
就労定着支援事業の就労定着率	7割以上	-	町内に就労定着支援事業所がないため

(5) 相談支援体制の充実・強化

項目	目標	実績	評価
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等の総合的、専門的な相談支援を実施する体制の整備	1か所	1か所	達成
基幹相談支援センター・委託相談支援事業等による地域の相談事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言や連携会議等の開催数	年1回	年4回	達成

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標	実績	評価
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への参加人数	2人	2人	達成
障害自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の会議等の実施回数	1回	0回	未達成

2 第7期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

本町の考え方

国の指針を本町に当てはめ、令和8年度末までに、令和4年度末の施設入所者数 13 人のうち、1人(7.6%)が地域での生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点の施設入所者数は、新規で利用する方があることも踏まえ、令和4年度末の施設入所者数と同数の13人を目標とします。

基準

令和4年度末の施設入所者数	13人
---------------	-----

本町の数値目標

目標年度	項目	目標値	備考
令和8年度末	地域生活移行者数	1人	基準年の施設入所者数の6%を目標
	施設入所者の削減数	0人	基準年の施設入所者数の6%を目標
	施設入所者数	13人	基準年の施設入所者数の6%削減後の人数を目標

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

国の基本指針

- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。【県目標】
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。【県目標】
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。【県目標】

本町の考え方

数値は県目標のため町としての設定はしませんが、国の基本指針や県の方針、成果目標を踏まえて、地域包括ケアシステム構築のため引き続き保健・医療・福祉関係者等による協議を継続します。また、本町の実績や実情を加味して精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の活動指標（76頁参照）を設定します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

本町の考え方

地域生活支援拠点等の整備については、圏域で1か所設置しているため、引き続き機能強化に取り組めます。機能強化の取組として運用状況の検証及び検討を年1回行うことを目標とします。

強度行動障がいがある方への支援体制については未整備のため、整備に向け、関係機関との協議・検討を行っていきます。

本町の数値目標

目標年度	項目		目標値
令和8年度末	地域生活支援拠点等の整備	整備箇所数	1か所
		コーディネーターの配置人数	1人
		支援実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討の回数	年1回
	強度行動障がいがある方への支援体制の整備【新規】		協議・検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針

- 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の1.28倍以上とする。そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援A型事業：令和3年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援B型事業：令和3年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。【新規】

本町の考え方

- 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数は、令和3年度の移行実績1人の4.0倍である4人を目標とします。また、サービス種別の目標人数は以下とします。
- 就労移行支援事業は、1人を目標とします。
- 就労継続支援A型事業は、2人を目標とします。
- 就労継続支援B型事業は、1人を目標とします。
- 就労定着支援事業の利用者数は、国の指針を踏まえ、令和3年度末実績2人の1.5倍である3人を目標とします。
- 就労移行支援事業所及び就労定着支援事業所は町内にないことから、目標の設定はしていません。

本町の数値目標

目標年度	項目		実績 (令和3年度末)	目標値
令和8年度末	一般就労への 移行者数	全 体	1人	4人 (4.0倍)
		就労移行支援事業	0人	1人 (-倍)
		就労継続支援A型	1人	2人 (2.0倍)
		就労継続支援B型	0人	1人 (-倍)
	一般就労移行者が5割以上の就労移行支援事業所数【新規】		—	—
	就労定着支援事業利用者数		2人	3人 (1.5倍)
	就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数【新規】		—	—

(5) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針

○令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

本町の考え方

本町では、北方町障がい者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を行っています。そのため、今後は相談支援体制の強化を目指します。

本町の数値目標

項目	令和4年度末実績	令和8年度末目標
基幹相談支援センターを設置	設置済	設置済のため体制強化

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

本町の考え方

サービスの質の向上を図るための取組として、本町の実績や実情を加味して活動指標（78頁参照）を設定します。

3 第7期障がい福祉計画の活動指標

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催

国の考え方

○地域アセスメントに基づいた課題の抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村ごとの協議の場の内容に係る以下の事項について、活動指標として設定することが望ましい。

- ・協議の場の1年間の開催回数
- ・保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- ・協議の場における目標設定及び評価の実施回数

本町の数値目標

項目	実績値 (見込み)	第7期目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数	0回	1回	1回	1回
保健、医療・福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	0人	6人	6人	6人
保健、医療・福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回

(2) 精神障がい者における障害福祉サービス種別の利用

国の考え方

○精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、以下の事項について、活動指標として設定する。

- ・地域移行支援の利用者数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域定着支援の利用者数
- ・自立生活援助の利用者数
- ・自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】

本町の数値目標

項目	実績値 (見込み)	第7期目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援の利用者数	0人	0人	0人	1人
地域定着支援の利用者数	0人	0人	0人	1人
共同生活援助の利用者数	3人	3人	3人	3人
自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人	1人
自立訓練（生活訓練）の利用者数【新規】	2人	2人	2人	2人

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組

国の考え方

- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化のため、以下の事項について、活動指標として設定する。
 - ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
 - ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
 - ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
 - ・個別事例の支援内容の検証の実施回数
 - ・主任相談支援専門員の配置数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等のため、以下の事項について、活動指標として設定する。【新規】
 - ・相談支援事業所の参画による事例検討実施回数
 - ・参加事業者・機関数
 - ・専門部会の設置数
 - ・専門部会の実施回数

本町の数値目標

項目		実績値 (見込み)	第7期目標		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		0件	1件	1件	1件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		0件	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		12回	12回	12回	12回
個別事例の支援内容の検証の実施回数		4回	4回	4回	4回
主任相談支援専門員に配置数		1人	1人	1人	1人
協議会における地域サービス基盤の開発・改善等	相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	0回	1回	1回	1回
	参加事業者・機関数	0箇所	10箇所	10箇所	10箇所
	専門部会の設置数	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	専門部会の実施回数	0回	1回	1回	1回

(4) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

国の考え方

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数を活動指標として設定する。
- 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数を活動指標として設定する。

本町の数値目標

項目	実績値 (見込み)	第7期目標		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人	2人
事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	無	有	有	有

4 障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での食事・入浴・排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難な人の外出時に同行し、必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の支援を行います。
行動援護	介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行います。
重度障害者等包括支援	知的障がいまたは精神障がいのために行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする人の危険を避けるために必要な援護のほか、外出したときの移動中の介護を行います。

見込み量を確保するための方策

- 今後予想される利用者の増加と、様々なニーズに対応できるよう、さらなるサービス事業者の参入を促し、今後もサービス提供体制の整備を進めていきます。
- 障がい者とその家族が安心して暮らせるようサービスを継続して実施するとともに、さらなる充実に努めます。
- 障がい者（障害者手帳を持たない難病患者も含む）に、各サービスの種類や内容が十分伝わっていないため、広報紙やホームページ等により各サービスの情報提供を行い、障がい種別に応じた適切なサービスを提供できるように努めます。

訪問系サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人/月	16	16	14	16	16	16
	時間/月	202	313	240	313	313	313
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	231	289	220	290	290	290
同行援護	人/月	2	3	2	3	3	3
	時間/月	24	35	19	35	35	35
行動援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	37	22	30	37	37	37
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス	内容
生活介護	障がい者支援施設等で、日中の食事・入浴・排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を実施します。
自立訓練（生活訓練）	知的障がい者や精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施します。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援を行います。
就労継続支援（A型）	特別支援学校卒業者や離職した人を対象に、雇用契約に基づき働きながら一般就労も目指し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	年齢や体力面で一般就労が難しい人等を対象に、雇用契約は結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等で就労をしている障がいのある方を対象に、長く職場に定着できるよう、事業所がサポートをします。
就労選択支援	本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所を選択できるアセスメントを行います。
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護、日常生活上の世話をを行います。
短期入所（福祉型・医療型）	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。障がい者支援施設でサービスの提供を行う福祉型と病院や診療所でサービスの提供を行う医療型があります。

見込み量を確保するための方策

- サービス提供事業所を確保するため、岐阜圏域内の障がい者施設や近隣市町との連携を図り新規事業者の参入に努めます。
- 特別支援学校やハローワーク、岐阜障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り、障がい者が住み慣れた地域で安心して働くことができるよう、就労支援体制の整備に努めます。
- ニーズに合った見込み量の確保のため、近隣市町のサービス提供事業者と連携を図ります。

日中活動系サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	36	36	30	36	37	38
	人日/月	700	707	551	710	730	750
うち重度障がい者	人/月	14	13	13	13	13	13
	延日数/月	262	247	231	240	240	240
自立訓練 (機能訓練)	人/月	1	0	0	1	1	1
	人日/月	22	0	0	22	22	22
自立訓練 (生活訓練)	人/月	4	3	2	4	4	4
	人日/月	28	24	18	28	28	28
就労移行支援	人/月	0	0	2	2	2	2
	人日/月	0	0	26	26	26	26
就労継続支援 (A型)	人/月	31	32	26	30	32	34
	人日/月	634	661	509	520	612	650
就労継続支援 (B型)	人/月	44	46	37	46	47	48
	人日/月	797	843	609	843	861	879
就労定着支援	人/月	2	1	1	2	2	2
就労選択支援	人/月	-	-	-	-	2	2
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3
短期入所 (福祉型)	人/月	3	2	4	4	4	4
	人日/月	15	4	10	10	10	10
うち重度障がい者	人/月	1	1	1	1	1	1
	延日数/月	2	2	2	2	2	2
短期入所 (医療型)	人/月	2	1	1	2	2	2
	人日/月	2	1	1	2	2	2
うち重度障がい者	人/月	0	0	0	0	0	1
	延日数/月	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間の共同生活を行う住居として、相談やその他日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設入所者に対して、主に夜間の食事・入浴・排せつの介護等を行います。
自立生活援助	ひとり暮らしなど、独立を始めた障がい者に対し定期的な家庭訪問などを行い、生活上の困りごとを解決できるように援助します。

見込み量を確保するための方策

- 施設入所者や長期入院者の地域生活への移行及び障がい者の親の高齢化にともなう需要増加が今後一層見込まれることから、岐阜圏域の障がい者施設や他市町との調整を進めるとともに、グループホーム等の整備について促進していきます。
- 18歳以上で障がい児施設に入所している障がい者について、自立した生活を送れるよう成人向け施設への移籍の支援方策について検討していきます。
- 施設入所からグループホーム等への地域移行を進めます。
- グループホームの整備を進めるにあたって、地域住民に対して障がい者の地域生活のためのグループホームの必要性の周知と理解促進を図ります。

居住系サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	12	15	16	17	19	21
	うち重度障がい者	2	2	2	2	2	2
施設入所支援	人/月	16	13	13	13	13	13
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

(4) 相談支援

相談支援には、次のようなサービスがあります。

サービス	内容
計画相談支援	障害福祉サービス及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を利用するすべての人を対象に、支給決定や支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	入所施設や病院に長期入所等している人を対象に、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域定着支援	居家でひとり暮らしをしている人を対象に、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

見込み量を確保するための方策

- 適切なサービス利用計画の作成を行うため、サービスを行う事業所の把握をし、新規参入を促すとともに、岐阜圏域内の市町・関係機関と連携し相談支援専門員の確保を図る等、相談支援体制の充実に努めます。
- 相談支援専門員の質の向上や増員に努め、相談支援体制の充実に努めます。
- 障がい者やその家族等が気軽に相談できるよう、広報紙やホームページ等による情報の発信や啓発に努めます。

相談支援サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	37	29	31	37	38	39
地域移行支援	人/月	0	0	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	1

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

5 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

障がい者が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。地域生活支援事業には、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断で実施することができる任意事業があります。本町が地域生活支援事業として実施する事業は次のとおりです。

本町で実施する地域生活支援事業の一覧

(1) 必須事業

- ①相談支援事業
- ②成年後見制度利用支援事業
- ③意思疎通支援事業
- ④日常生活用具給付等事業
- ⑤手話奉仕員養成研修事業
- ⑥移動支援事業
- ⑦地域活動支援センター事業

(2) 任意事業

- ①訪問入浴事業
- ②日中一時支援事業
- ③社会参加促進事業
(自動車運転免許取得・改造助成事業)

(1) 必須事業

①相談支援事業

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援や、権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。

見込み量を確保するための方策

- 相談事業所において、各種福祉サービスの提供の援助や調整、虐待の防止・早期発見等の権利擁護のために必要な支援を行います。
- 様々なニーズに対応した多様な相談体制の充実に努めます。委託相談支援事業所への来所のほか、電話、FAX、メール、相談員の訪問による相談体制があることの周知を図ります。
- 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員との連携を強化し、障がい者の身近な相談支援体制の充実に努めます。
- 北方町障がい者地域自立支援協議会において、地域の身近な相談から専門性の高い相談まで、関係機関と連携し本町の実情に応じた相談支援のネットワークづくりに努めます。

相談支援サービスの必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4

②成年後見制度利用支援事業

認知症、知的障がい及び精神障がい等を理由として判断能力が不十分な人を保護する制度である成年後見制度の利用を支援します。

見込み量を確保するための方策

- 認知症、知的・精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう成年後見支援センターを活用し、成年後見制度の利用支援や権利擁護を推進していきます。
- 成年後見支援センター、町地域包括支援センター、町社会福祉協議会、県権利擁護センター等の関係機関と連携し制度の普及・啓発に努め、この制度の利用を通じて、障害福祉サービスの適正な利用を促進していきます。

成年後見制度利用支援事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	0	0	1

③意思疎通支援事業

聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者・要約筆記奉仕員を派遣し、障がい者との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

見込み量を確保するための方策

- 制度の周知を行い、利用者が安心して派遣支援を受けられるように努めます。
- 手話通訳者等の確保や利用者が利用しやすい環境整備に努めます。

意思疎通支援事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記派遣事業	人	0	0	0	0	0	1

④日常生活用具給付等事業

障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

見込み量を確保するための方策

- 申請者が利用しやすくなるよう事業内容の周知を図るとともに、申請者の身体の状態にあった福祉用具の給付に努めます。
- 用具の品目、対象者、基準額、耐用年数等の見直しを適切に行うことができるよう情報収集に努めます。

日常生活用具給付等事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	1	2	0	2	2	2
自立支援生活用具	件	2	2	1	2	2	2
在宅療養等支援用具	件	6	1	3	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	5	2	1	5	5	5
排せつ管理支援用具	件/月	370	424	208	420	474	498
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	0	0	0	0	0	0

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

⑤手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

見込み量を確保するための方策

- 手話奉仕員（聴覚障がい及び関連する福祉制度等の知識と、手話で日常会話を行うのに必要な単語や手話表現技術を習得した人）の育成のため、近隣の市と共同で養成講座を開催しており、継続して実施していきます。
- この事業を通して聴覚障がい者に対する日常生活の支援や、町主催の各種イベントへの参加等社会参加を促進します。
- 聴覚障がい者との交流活動の促進を図り、福祉への理解・啓発を推進していきます。

手話奉仕員養成研修事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人	1	5	5	5	5	5

⑥移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者について、外出のための支援を行います。

見込み量を確保するための方策

- 利用ニーズを把握し、適切なサービスが受けられるように努めます。

移動支援事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人/月	8	8	6	8	8	8
	時間/月	84	83	56	84	84	84

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

⑦地域活動支援センター事業

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。

見込み量を確保するための方策

- 岐阜圏域の市町による委託事業所において、それぞれの障がいの特性に応じた活動の場の拡大や活動内容の充実に努めます。
- 精神保健福祉ボランティア養成講座を開催し、精神福祉について啓発するとともにボランティアの育成に努めます。

地域活動支援センター事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	か所	3	3	3	3	3	3
	人日/月	4	36	6	36	36	36

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

(2) 任意事業

①訪問入浴事業

自宅での入浴が困難な重度の身体障がい者の自宅を移動入浴車で訪問し、入浴の介助を行います。

見込み量を確保するための方策

- この事業を知らないため利用できないということがないように事業内容の周知を図り、必要な人にサービス提供できるよう関係機関等と連携し、サービス提供事業者と体制づくりを進めていきます。

訪問入浴事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	人/月	1	1	1	1	1	1

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

②日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者や家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族等の一時的な負担軽減を図ります。

見込み量を確保するための方策

- 障がい者（児）の日中における活動の場を確保するため、近隣市町と連携して広域的に利用できる施設の確保に努めます。

日中一時支援事業の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	人/月	2	2	2	2	2	2

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

③社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

障がい者が、社会参加をし地域の中で共に生活が送れるよう、またコミュニケーション、文化活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、自動車運転免許取得等の助成を行います。

見込み量を確保するための方策

- 引き続き制度の周知を図り、就労等の社会参加のため、自動車を必要とする身体障がい者の運転免許の取得や改造にかかる費用の一部を助成していきます。

社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）の必要見込み量

区 分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会参加促進事業 （自動車運転免許取得・改造助成事業）	件	1	0	1	1	1	1

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

1 第2期障がい児福祉計画の進捗状況

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

項目	目標	実績	評価
児童発達支援センターの設置	設置済み	設置済み	達成
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	利用体制の構築済み	利用体制の構築済み	達成
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済み	確保済み	達成
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	岐阜圏域で1か所設置する	圏域での整備を検討中	未達成
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	岐阜圏域で設置する	圏域での整備を検討中	未達成
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	岐阜圏域で設置する	圏域での整備を検討中	未達成

(2) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ目標

種別	利用ニーズを踏まえた必要な見込量(人)	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
保育所	24	24	70	24	103	17	50
認定こども園等	25	25	28	25	32	32	61
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	1	1	0	1	0	1	0
その他	0	0	0	0	0	0	0

2 第3期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児支援の提供体制の整備

①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

国の基本指針

○児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。(※地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備すること)

○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

本町の考え方

児童発達支援センターの設置については、本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて設置をしています。今後も利用できる体制をさらに充実させていきます。、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築に向けて協議を進めていきます。

目標

目標年度	項目	目標値
令和8年度末	児童発達支援センター設置	設置済み
	障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	推進体制の構築への協議

②重症心身障がい児・医療的ケアへの支援について

国の基本指針

- 令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【医療的ケア児支援センターの設置は新規】

本町の考え方

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援事業所のみ本町も参加する岐阜地域児童発達支援センター組合にて確保をしています。放課後等デイサービス事業所については、事業所確保に至っていないため、事業所の確保を図っていきます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、岐阜圏域で整備を図っていきます。

目標

目標年度	項目	目標値	
令和8年度末	主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	児童発達支援事業所	設置済み
		放課後等デイサービス	岐阜圏域で1カ所
	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	岐阜圏域で設置	
	支援調整コーディネーターの配置	岐阜圏域で設置	

3 第3期障がい児福祉計画の活動指標

(1) 発達障がい児等に対する支援

国の基本指針

○発達障がい児等に対する支援として、以下の事項について、活動指標として設定する。

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
- ・ペアレントメンターの人数
- ・ピアサポートの活動への参加人数

本町の数値目標

項目	実績値 (見込み)	第3期目標			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数（保護者）及び実 施者数（支援者）	受講者数	0人	1人	1人	2人
	実施者数	0人	1人	1人	2人
ペアレントメンター数	0人	1人	1人	1人	
ピアサポートの活動への参加人数	0人	1人	1人	1人	

4 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策

障がい児支援サービスには、次のようなサービスがあります。

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所給付を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に、その居宅を訪問して発達支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある児童が通う保育所等を訪問し、その児童や施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。
障害児相談支援	児童発達支援等の障害児通所支援サービスの利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

見込み量を確保するための方策

<児童発達支援>

- 広域で設置している事業所の人員体制の整備に努め、サービス利用の充実を図ります。

<放課後等デイサービス>

- 利用者が増加傾向にあることから、新たな事業所の開設にあたっては事業者との連携により、整備の促進を図ります。

<居宅訪問型児童発達支援>

- 広報紙やホームページ等によりサービスの情報提供を行い、対象者への周知と利用促進を図ります。

<障害児相談支援>

- 障害児相談支援については、適切なサービス利用と支援に向けた相談の充実を努めます。

障がい児通所支援の必要見込み量

区分		実績		見込み	見込み量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 ※※	人/月	84	96	57	97	102	107
	人日/月	314	373	220	375	394	413
放課後等デイサービス	人/月	53	59	65	72	80	88
	人日/月	824	967	885	924	965	1,008
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	1	1	1	1
障害児相談支援	人/月	42	59	29	60	62	64

※令和5年度は4月から8月の支給量から算出

※※医療型児童発達支援の実績と見込み量を一元化した数値

(1) 保育所・認定こども園・放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ目標

国の基本指針

○各都道府県及び各市町村において、障害児通所支援事業所を利用する障がい児の保護者の子ども・子育て支援等の利用ニーズを満たせる定量的な目標を示し、希望に沿った利用ができるよう保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れ体制整備を行うものとする。

本町の考え方

種別	定量的な目標（見込量）（人）		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	55	60	65
認定こども園等	65	70	75
放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	1	1	1
その他	0	0	0

第7章 計画の推進体制

1 制度を円滑に実施するための体制整備

(1) 相談体制の整備

在宅の障がい者や、その保護者等に対し、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員による相談や、岐阜圏域内の市町で委託している知的障がい者・精神障がい者の相談事業の啓発を図り、ニーズに応じた相談体制の構築に努めていきます。

また、医療支援が必要な障がい者（難病患者等）については保健師と連携し対応する等、相談しやすい窓口体制を整備します。

(2) サービス事業者の参入促進のための情報提供

国の法律や制度の動向を踏まえて、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスを行う意向のある事業者や企業の把握と、情報提供の強化により、さらに多様なサービス供給主体の参入促進を進めていきます。

(3) 支給決定における公正・公平性の確保

支援の必要性に応じてサービスが公平に利用できるよう、利用に関する手続や基準の透明化・明確化に努めます。

(4) サービス利用の支援と権利の保障

障がい者が、自らの選択により必要なサービスを利用しながら安心して日常生活を送ることができるよう、広報紙やホームページ、窓口においては「岐阜県障がい者福祉の手引」等を有効的に活用し、制度やサービス内容、サービス提供事業所等の情報提供に努めます。

また、日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発・広報活動も充実させ、障がい者に対する差別や虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取組と支援を行います。

2 計画の推進体制の整備

(1) 庁内における推進体制の充実

福祉子ども課を中心にして関係各課との連携をすすめ、他の計画も含め、総合的かつ計画的な実施に努めます。

(2) 地域ネットワークの強化

本計画を推進するにあたり、岐阜地域福祉事務所、岐阜保健所や町社会福祉協議会等の関連機関や、地域活動を支える自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、障がい者団体や民間事業者等と連携を図り、効果的な計画の実施に努めます。

(3) 北方町障がい者地域自立支援協議会の充実

北方町障がい者地域自立支援協議会を定期的開催し、地域における障がい者への支援体制に関する現状、課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

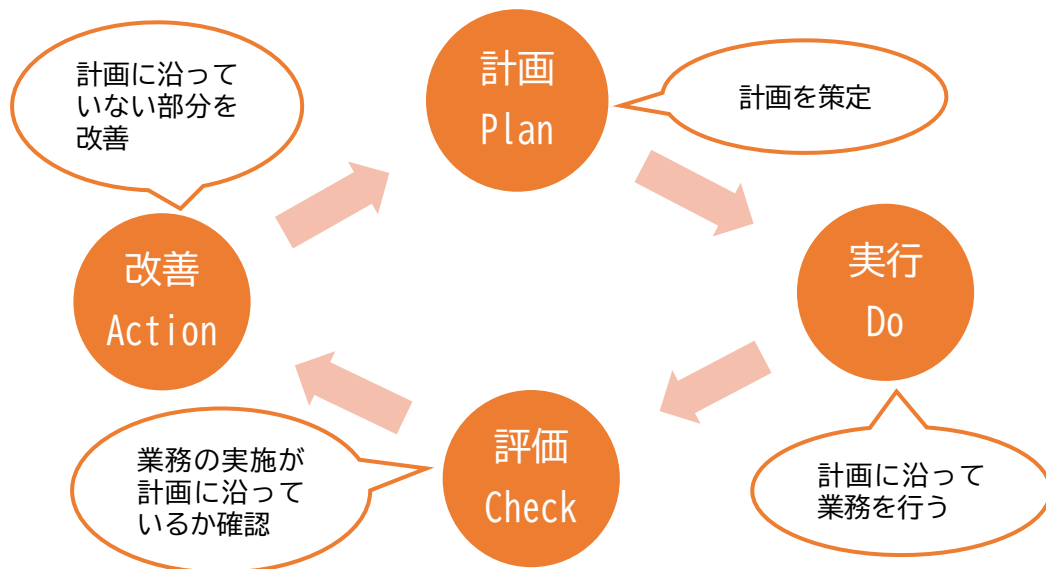
(4) 民間企業等と障がい者とのつながりづくり

民間企業等の情報収集を進めるとともに、民間企業等に対してハローワーク等と連携して障がい者の雇用の啓発を行います。

3 計画の達成状況の評価

「障がい者計画」に掲げた計画の数値目標や各施策の取組実績、及び「第7期北方町障がい福祉計画」に掲げた障害福祉サービスや地域生活支援事業の実績値等、並びに「第3期北方町障がい児福祉計画」に掲げた障がい児支援の提供体制等について、調査分析等を行い、その結果を「北方町障がい者地域自立支援協議会」に報告し、評価・改善を実施するものとします。

計画の達成状況の評価



資料編

1 北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

北方町障がい者地域自立支援協議会設置要綱

平成18年12月28日

要綱第47号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、地域の障がい者を支援するに際し、関係機関及び事業所が課題について認識を共有し、その対応策を検討する場並びに相互の連絡調整の場として北方町障がい者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること及び調整
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 権利擁護等の分野別課題に関すること。
- (5) 障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に関すること。
- (6) 障がい者差別解消支援に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる機関等に属する者のうちから町長が委嘱する者を委員とする。

- (1) 岐阜地域福祉事務所
- (2) 岐阜保健所健康増進課
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 保健・医療関係者
- (5) 人権擁護団体
- (6) 福祉サービス事業者
- (7) 学識経験者
- (8) 相談支援事業者
- (9) 地域の社会福祉に関わる者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて随時会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、当該個別事例支援に関係する委員を招集し、個別ケア会議を開催することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席又は資料の提供及び意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉子ども課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 協議会の委員は、職務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年告示第89号)

この要綱は、平成23年12月14日から施行する。

附 則 (平成27年告示第14号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成28年告示第102号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第80号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第19号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 北方町障がい者地域自立支援協議会委員名簿

氏名	役職	区分	備考
大野 稔	北方町民生委員児童委員協議会 副会長	地域の社会福祉に関わる者	会長
林 美代子	北方町身体障害者福祉協会代表	障がい者関係団体	副会長
松井 千賀子	岐阜県岐阜地域福祉事務所福祉課 課長	岐阜地域福祉事務所	
丹羽 員代	岐阜県岐阜保健所健康増進課課長	岐阜保健所健康増進課	
伊藤 篤	いとう耳鼻咽喉科 院長	保健・医療関係者	
水野 英里	北方町健康推進課 保健師	保健・医療関係者	
武藤 隆広	人権擁護委員	人権擁護団体	
佐藤 宣徳	北方町障がい福祉サービス事業所もちの木 管理者	福祉サービス事業者	
岩田 真由美	地域活動支援センターうかい指定相談支援事業所うかい相談支援専門員	相談支援事業者	
源内 諭史	障害者総合生活支援センタークロス 相談支援専門員	相談支援事業者	

(順不同・敬称略)

**北方町障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画**

令和6年3月発行

発行 北方町

編集 北方町福祉子ども課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

電話：058-323-1119 ファックス：058-323-2114